

大熊町文化財保存活用地域計画

素案

2024/02/10 時点

目次

序章 本計画の背景と目的	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 本計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 関連計画における歴史・文化の位置付け	2
5 本計画における文化財の定義	4
6 計画策定の体制と経緯	5
第1章 大熊町の概要	7
1 自然・地理的環境	7
2 社会的特性	10
3 歴史的背景	19
第2章 大熊町の文化財の概要と特徴	26
1 指定文化財の概要と特徴	26
2 未指定文化財の概要と特徴	31
3 文化財の保存状況について	35
第3章 大熊町の歴史文化の特性	38
第4章 文化財に関する既往の把握調査・取組	42
1 既往文化財調査	42
2 文化財の保存活用に関わる取組	45
3 大熊町に関わる人に対する意識調査結果	47
第5章 文化財保存活用の将来像	48
第6章 保存活用に関する課題・方針・措置	50
1 文化財の調査についての課題方針措置	51
2 文化財の保存・継承に関する課題方針措置	53
3 文化財の活用に関する課題方針措置	58
4 文化財の体制作りに関する課題方針措置	60
第7章 関連文化財群設定の考え方	62
1 関連文化財群の概要と構成文化財	62
2 関連文化財群の課題・方針・措置	66
第8章 文化財の保存活用の推進体制	69

序章 本計画の背景と目的

1 計画作成の背景と目的

平成23(2011)年3月11日14時46分に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から14年の年月が経過した。この未曾有の災害を受けて、大熊町ではこれまで第一次(平成24(2012)年9月)・第二次(平成27(2015)年3月)及び第二次改訂版(平成31(2019)年3月)の復興計画を順次策定し、進めてきた。平成31(2019)年4月に大川原・中屋敷地区の避難指示の解除を契機に、帰町への第一歩を踏み出した。さらに、令和4(2022)年6月には特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことを受けて、JR大野駅西口に産業交流施設、商業施設、住宅、下野上原地区に中央産業拠点等を整備し、かつての賑わいを取り戻すべく計画を進めている。また、国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるように、避難指示解除の取組を進めていく」との方針のもと、町は「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、区域内の除染・インフラ整備を進めることにより、早期の避難指示解除を目指している。

そして、令和5(2023)年12月には復興の更なる加速化を目指し、今後10年間の町が進むべき方向性を示す、「大熊町第三次復興計画」を策定した。大熊町に関わる全ての人たちのための計画とするとともに、持続的な地域づくりに向けて、みんなでまちづくりを進めていく計画とした。中でも取り組み施策である6つの柱のうち、「柱3 みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり」の「(6)ふるさと大熊の記憶の継承」においては、原子力災害により全町避難を余儀なくされた大熊町では、町の生活や文化に関する記憶の継承を課題とし、大熊町に係る記憶を保存しながら、未来につないでいくことを目的に、以下を行うこととした。

大熊の記憶をつなぐ

- ・「大熊」という共通の関心ごとを持つ全ての人が学ぶことができるように、「大熊」に関する様々な資料(以下「大熊町資料」と呼ぶ)について、整備予定の社会教育複合施設で収集、保管、展示できる環境づくりに取り組みます。また、町民をはじめとする、「大熊」に関わる全ての人々とともに、町内での生活や文化に関する記憶を蓄積し共有できる仕組みづくりを検討します。

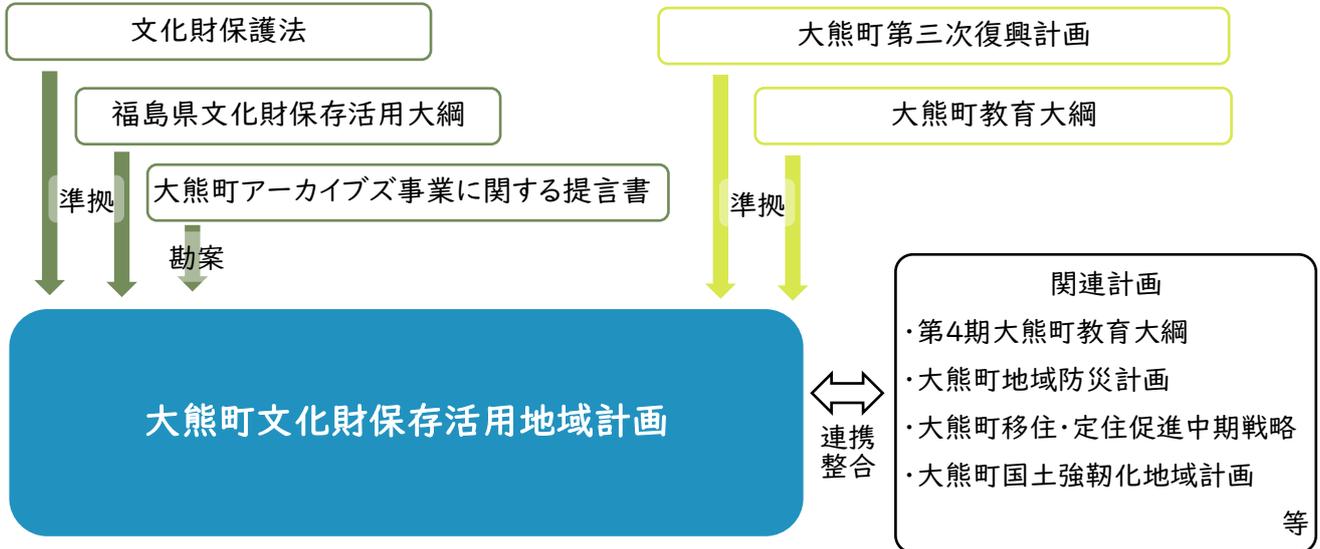
独自の「大熊町文化財保存活用地域計画」をつくる

- ・既存の文化財保護法上の「文化財」だけではなく、大熊町独自の価値観による大切なものを「大熊町資料」に加え、その保存と活用を目的とした「大熊町文化財保存活用地域計画」を策定します。「大熊町資料」には、これまでの「文化財」の枠組みでは捉えられない震災前の大熊町の面影を残すものや震災による影響を受けたもの等を加えていきます。

以上のことを踏まえ、文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画を策定する。

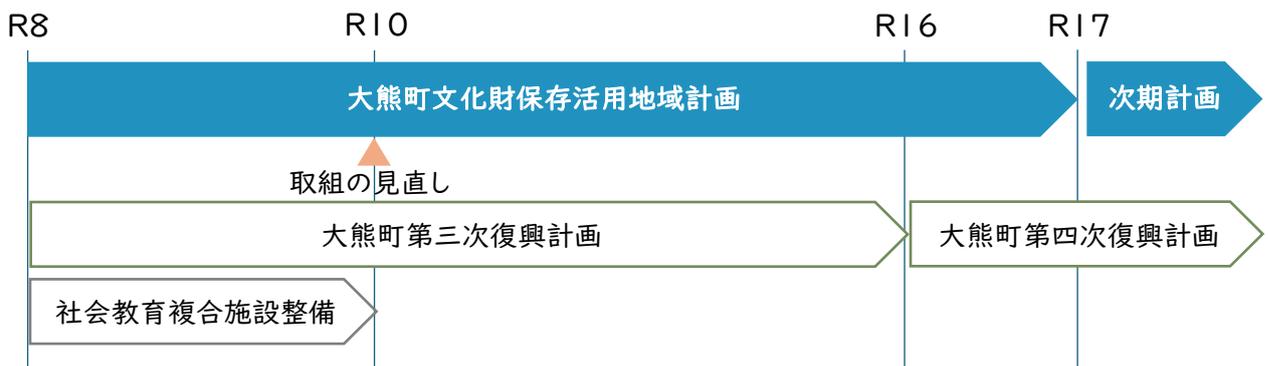
2 本計画の位置付け

本計画の位置付けは下記の図に示す。



3 計画期間

本計画の計画期間は令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の10ヶ年とする。また、令和10(2028)年度の社会教育複合施設の整備完了後に、施設の利用状態を勘案し、本計画の取組の見直しを行う。また、令和16(2034)年度策定予定の大熊町第四次復興計画に準拠し、その後10年間の次期計画に反映させる見込みである。



4 関連計画における歴史・文化の位置付け

● 大熊町第三次復興計画

町を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後10年間の町が進むべき方向性を示す、最上位の開発・振興計画であり、大熊町に対して様々な関わり方や想いを持つ人たちがいることを前提に、「大熊町第三次復興計画」を大熊町に関わる全ての人たちのための計画とするとともに、持続的な地域づくりに向けて、みんなでまちづくりを進

めていく計画としている。

計画のコンセプトを「想いと誇りでつくる大熊 ～くらし、つながるみんなのまち～」とし、計画の理念として「理念① 町民一人一人の安心で充実した暮らしの実現」「理念② 大熊町への自分に合った関わり・交流を育む町」「理念③ ふるさとの想いを伝え、これからの担う人づくり」の3つを掲げ、その理念に紐づいた6つの柱を設定している。文化財保存活用地域計画の策定は、柱3「みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり」の「(6)ふるさと大熊の記憶の継承」の取組として下記のように記載されている。

(6)ふるさと大熊の記憶の継承

②独自の「大熊町文化財保存活用地域計画をつくる」

既存の文化財保護法上の「文化財」だけではなく、大熊町独自の価値観による大切なものを「大熊町資料」に加え、その保存と活用を目的とした「大熊町文化財保存活用地域計画」を策定します。

引用：大熊町「大熊町第三次復興計画」、2023

● 大熊町アーカイブズ事業に関する提言書

大熊町アーカイブズ検討委員会により提出された提言書には「大熊のDNAを残す」「大熊の新しい文化を紡ぐ」「主張や想いを支える事実を提供する」の3つの理念を掲げており、収集すべき資料として「歴史資料」「震災資料」「建物や景観等」「公文書」の4分類を掲げている。

(1)歴史資料

大熊町の歴史や文化を伝える資料です。道平遺跡の出土品が、この地の縄文時代の人々の暮らしや営みを伝えているように、この地でかつてどんなことが起きてきたかを知る根拠となります。また、町指定無形民俗文化財の熊川稚児鹿舞等、町民の生活や文化の特色を示す芸能や、それにまつわる用具等も含まれます。

(2)震災資料

震災と原発事故が大熊町と町民に及ぼす影響を示す物、文書、遺構等を指します。直接被災した痕跡を残すものだけでなく、震災や原発事故がなければ存在しないもの、震災によって失われる危機にあるもの、本来の意味や役割が変わってしまったもの等を含みます。

(3)建物や景観等

大熊町内には、町の歴史や被災の状況を伝える建造物や景観があります。震災により景観が変わる中で、例えば、古民家やその周辺の景観は町民の心のよりどころとして存在感を増しており、町の文化財としての価値が期待できます。一方、避難指示により被災・避難した時点から手つかずに時間が経過した場所も各所に残っています。それぞれ歴史資料、震災資料に含まれるものですが、現場から「収集」できない資料として保全・活用に工夫が必要になります。

(4)公文書

町職員が業務上作成した文書は、町の文書管理規程に基づいて管理されており、町の歴史や歩みを知る上で信頼性の高い資料となります。特に大熊町では、震災で一変した町の状況や災害対応に追われた町職員の業務内容を明らかにする上で極めて重要な資料です。

引用：大熊町アーカイブズ検討委員会「大熊町アーカイブズ事業に関する提言書」、2019

5 本計画における文化財の定義

● 大熊町資料について

文化財保護法において、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群に加えて、埋蔵文化財、文化財の保存技術が保護の対象とされている。その中でも特に価値の認められたものは国指定文化財や県指定文化財、町指定文化財に指定され、保護が進められている。大熊町においても、複数の指定等文化財に加えて、大熊町での今までの暮らしを表す、未指定の文化財も多く存在している。

しかし、大熊町は原発事故の影響による全町避難を経て、現在も町民の多くが帰町することが出来ない状況のなかで、本来であれば地域住民によって日々の生活の中で伝承される、暮らしの思い出までもが途切れてしまう危機に瀕している。

そこで本計画では、未指定文化財は大熊町に関わる人びとが「大熊町らしさ」を感じられる要素と広く位置付け、文化財保護法で定義された類型に加えて、「史話・伝承・思い出」と「方言」の2つの類型を定義した。

また、震災にまつわる物事は「大熊町アーカイブズ事業に関する提言書」で示された「震災資料」の定義に準じ、未指定文化財として扱う事とする。

本計画における文化財＝「大熊町資料」の定義



6 計画策定の体制と経緯

本計画の策定にあたり、大熊町文化財保護条例に基づいて設置された「大熊町文化財保護審議会」から意見聴取を行った。また「大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会」を組織し、計画案の検討や意見聴取を行った。

[大熊町文化財保護審議会]

氏名	専門分野
猪狩 みち子	考古学
夏井 芳徳	民俗学・地域史
◎高橋 清	森林文化
半谷 隆信	宗教文化
○渡部 正勝	郷土史

◎会長 ○副会長

[大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会]

氏名	職名	備考(専門分野)
◎西村 幸夫	國學院大學観光まちづくり学部観光まちづくり学科 学部長・教授	地域計画
玉川 一郎	福島県考古学会 前会長	地域史
岡田 清一	東北福祉大学 名誉教授	相馬氏史
本間 宏	公益財団法人福島県文化振興財団 職員	考古学・被災文化財保護
窪田 亜矢	東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻 教授	地域デザイン
吉岡 文弘	一般社団法人おおくままちづくり公社 事務局長	商工観光関連団体
佐々木 祥一	熊町住民代表	住民(近世宿場町)
渡辺 英政	大野駅前住民代表	住民(近代以降市街地)
半谷 隆信	遍照寺住職	文化財所有者
渡部 正勝	おおくまふるさと塾 塾長	郷土史関係住民団体
高橋 清	文化財保護審議会 会長	大熊町文化財保護審議会
○島 和広	大熊町副町長(令和6年12月31日まで)	大熊町特別職
○吉岡 健太郎	大熊町副町長(令和7年1月1日から)	大熊町特別職
	環境省 福島地方環境事務所 中間貯蔵施設浜通り事務所	オブザーバー
	福島県教育庁文化財課	オブザーバー
	文化庁	

◎会長 ○副会長

[策定の経緯]

日程		案件
令和4(2022)年	11月22日	文化庁協議(オンライン)
令和5(2023)年	5月22日	令和5年度第1回大熊町文化財保護審議会
	7月21日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第1回)
	12月21日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第2回)
令和6(2024)年	3月5日	令和5年度第2回大熊町文化財保護審議会
	3月14日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第3回)
	7月28日	令和6年度第1回大熊町文化財保護審議会
	8月30日	文化庁協議(オンライン)
	9月15日~30日	町民・町内企業等への一斉アンケート調査
	9月20日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第4回)
	11月2日	町民ワークショップ
	12月16日~	地区区長ヒアリング
令和7(2025)年	12月5日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第5回)
	1月24日	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第6回)
	2月10日~2月28日	パブリックコメント
	2月~3月(未定)	令和6年度第2回大熊町文化財保護審議会
	3月(未定)	大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会(第7回)
	5月~6月(未定)	令和7年度第1回大熊町文化財保護審議会
	7月(未定)	文化庁視察

第1章 大熊町の概要

1 自然・地理的環境

● 1-1 位置・面積

福島県は東北地方南端に位置し、太平洋に沿った阿武隈高地、中央部の奥羽山脈、西部の越後山脈、この南北に走る山地を境とし、東から浜通り地方、中通り地方、会津地方と大きく3つの地区に分けられる。

大熊町はこの浜通り地方、太平洋沿岸中央部に位置し、東西最大15.4km、南北最大6.7km、面積78.71k㎡と東西に細長い形状である。



国土地理院地図を基に作成

● 1-2 地質

地質は双葉断層を境に大きく異なり、西では中生代白亜紀の貫入岩（花崗岩類）が広く分布し、磁鉄鉱がしばしば認められる。中生代から新生代第三紀中新世までの地層分布は希薄である。続く新生代第三紀鮮新世に形成された仙台層群は丘陵地に広く分布し、新生代第四紀において形成された段丘面の基盤層を成す。堆積物は半固結のシルト岩、凝灰岩であり、多くの火山灰層を介在する。なお、先の河岸段丘面は新生代第四紀更新世後期の最終間氷期の海進・海退により形成されたと考えられている。

● 1-3 地形

浜通り地方は概して、西側の阿武隈高地から東側の河岸段丘や海岸低地に向かって下り、太平洋へ至る地形である。

大熊町では太平洋から西へ約7kmの阿武隈高地東縁部は標高100m程度の等高線に沿うように双葉断層が縦断し、河岸段丘との境界を成している。大熊町を流れる主な河川である熊川は阿武隈高地を源流とし、先の双葉断層より西では急峻で両岸にそり立つ渓谷を形成するが、東では傾斜が緩やかで河川両側に河岸段丘が発達し、隆起扇状的な平坦面も多く存在する。夫沢川、小入野川は仙台層群等の低位丘陵部に水源を発生し太平洋に東流するが、阿武隈高地を水源とする熊川に比べて流量は少ない。

以上の様な特徴から大熊町は地形的特徴により、大きく分けて3つの地域に分けられる。

○熊川流域の沖積地

熊川が西から東に流れ、それにより河岸段丘面が形成される。この河岸段丘面では比較的水も得やすいことから縄文時代の遺跡が多く確認されている。奈良時代に成立した『常陸国風土記』に記載のある「苦麻之村」（くまのむら）と、江戸時代に営まれた相馬中村藩南端の宿場町である熊川宿とが同地域に比定されるのではないかという指摘がある。熊川宿は近代には熊町村の中心地であった「熊の町」、そして現在の町区に繋がり、脈々と人びとの暮らしが営まれていた。生業としても記録にある限り、近世以降は稲作が活発に行われ、鮭や鮎等の水産物も収穫できることから、それらが人びとの生活を支える大きな要素となっていた。

○広く平坦な段丘面

町北部は低い丘陵面を水源とする夫沢川と小入野川が西から東に向かい太平洋にそそぐ。西部には熊川が形成した比較的大きな平原「野上ガ原」が形成されるが、自然には水が得づらい地形である。そのためか、縄文時代をはじめとする原始及び古代においても発見されている遺跡は多くなく、中世後期を迎えるまではその地形的制約から、人びとの利用が少ない土地であったと考えられる。しかしながら、道具の発達や社会構造の変化が著しい近世後期から近代にかけては、新田開発や溜池整備が進捗していった。さらに明治 36 (1903) 年に常磐線の大野駅が整備されると町場が形成され、昭和 29 (1954) 年、大野村と熊町村が合併して以降は町役場が設置される等、名実ともに大熊町の中心地となっていた。

○山間部

熊川上流域に位置し、阿武隈高地の中央部東端に位置する地域である。熊川が町南西部の山地を水源とし、流路は一旦北に向かい、阿武隈高地からの小河川を合流させながら太平洋にそそぐ。山地に平坦面は少なく、古くからその大部分を占める山林地帯の多くが現在は国有林である。近代には豊富な山林は材木や木炭等として大野駅に運ぶために、「大野林用手押軌道（通称「トロッコ道」）」が整備された。平地が少なく、原始においても集落遺跡は疎らであり、古代においてはその斜面を利用した製鉄、近代においては陶器窯跡等の生産遺跡がみられる。本格的な人びとの定住が促されたのは戦後になってからであり、中屋敷地区への開拓移住者が募られた。



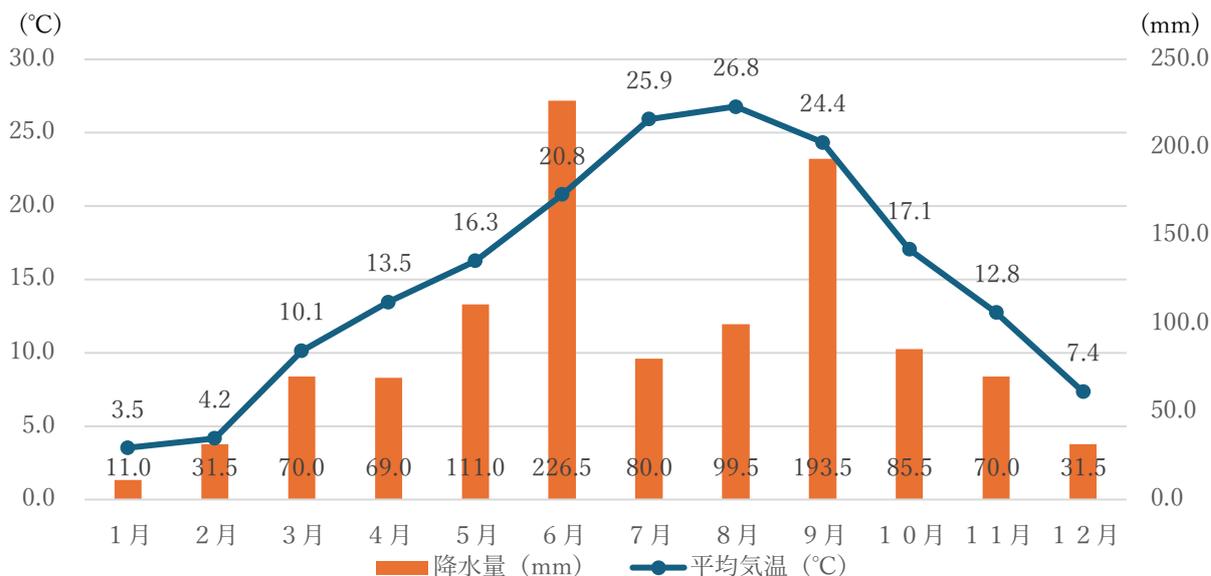
国土地理院基盤地図情報を基に作成

● 1-3 気候

太平洋に面した気候のため、夏は海からの風が吹き、涼しく、冬は比較的温暖な気候。年間降水量は、1,100mm 前後でほとんど積雪はなく、晴れの多い地域である。季節的には西風、北西風は激しく、霜害と水稻結実期の長雨が古くから地域農業の問題とされてきたが、年間を通して穏やかで過ごしやすい気候である。

一年を通じた気候では、最も平均気温が高いのが8月の 26.8℃、最も平均気温が低いのは1月の 3.5℃となっている。

[令和4年の月別平均気温と降水量]



参考: 気象庁「過去の気象データ」、大熊町環境対策課「町内気象情報(新町)」

● 1-4 自然

植生は、阿武隈高地側が夏緑樹林のブナクラス域、太平洋沿岸がヤブツバキクラス域に属している。両者の大半は、人為的活動によって発生した代償植生となっている。海岸平野部には水田雑草群落・放棄水田雑草群落が広範囲に広がり、現在、コ克蘭・マルバベニシダ等を確認している。

動物は、町内全域の体系的な調査ではないものの、大熊町の沿岸部を中心とした中間貯蔵施設内では以下を確認している。

類	目数	科数	種数	種名
魚類	5目	10科	31種	ニホンウナギ、ホトケドジョウ等
貝類	3目	7科	12種	モノアラガイ、コシダカヒメアラガイ等
水生昆虫	8目	64科	221種	コオナガミズスマシ、ホッケミズムシ等
陸生昆虫	16目	156科	491種	ケシゲンゴロウ、ミズスマシ、キイトンボ等
哺乳類	5目	9科	12種	ニホンリス、カヤネズミ、タヌキ、アナグマ、イノシシ等
鳥類	10目	26科	38種	コゲラ、カワラヒワ、キジ、オオヨシキリ等
(猛禽類)	春季・夏季		10種	ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ハヤブサ、チョウゲンボウ、ノスリ
	冬季		8種	ミサゴ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ハイタカ、ハイイロチュウヒ、ツミ等
両生類	2目	5科	6種	ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンカナヘビ等
爬虫類				

参考: 環境省「中間貯蔵施設区域及びその周辺の動・植物等調査結果」2021~2023

2 社会的特性

平成 23(2011)年の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故で大熊町の環境は一変した。当初は大熊町全域に避難指示が発令され、全町避難を余儀なくされた。現在も帰還困難区域に設定されたままの地域も多く、震災前に人口 11,505 人であった大熊町に居住するのは令和6(2024)年12月現在1,300人程度に留まっている。また、除染等に伴う放射性物質を含む大量の土壌や廃棄物を、安全に管理・保管する中間貯蔵施設が、町の面積の一割強に達しており、その期間は令和 27(2045)年までとなっている。その上、放射性廃棄物の最終的な受け入れ先ははまだ決まっておらず、そのため大熊町としての中間貯蔵施設の避難指示解除後の明確な見通しは立てられていない。

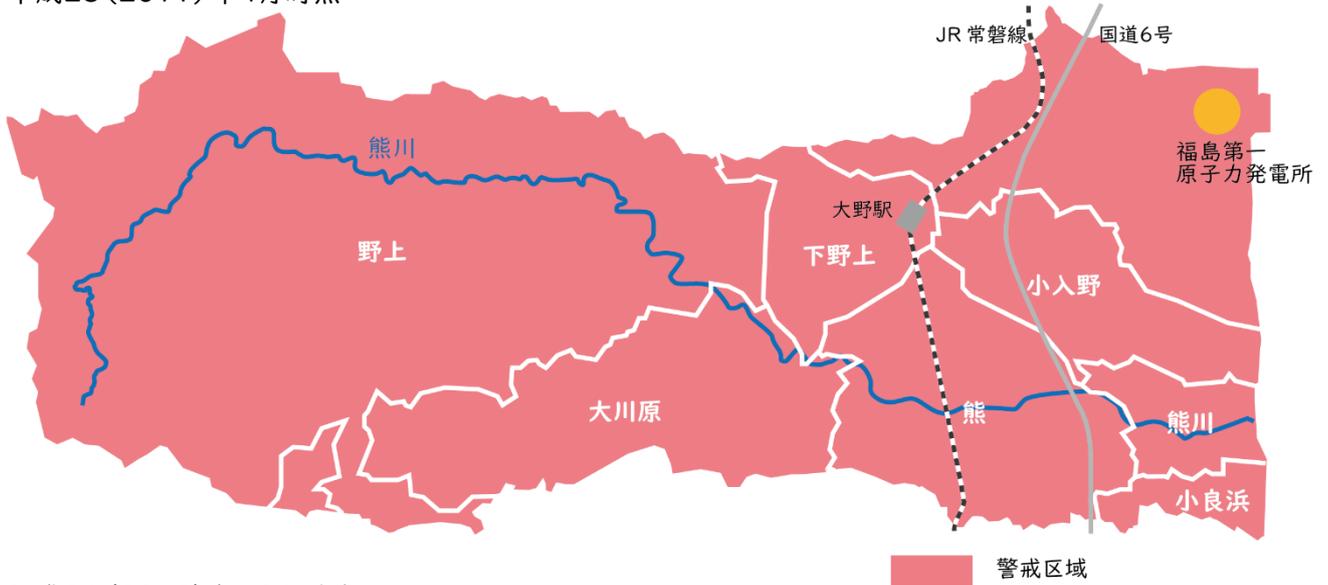
以上のことを踏まえて、大熊町の社会的特性を理解するにあたり、「震災前の大熊町」と「復興に向かう震災発生後の大熊町」を並べて記載していくこととした。

〈震災発生後の経緯〉

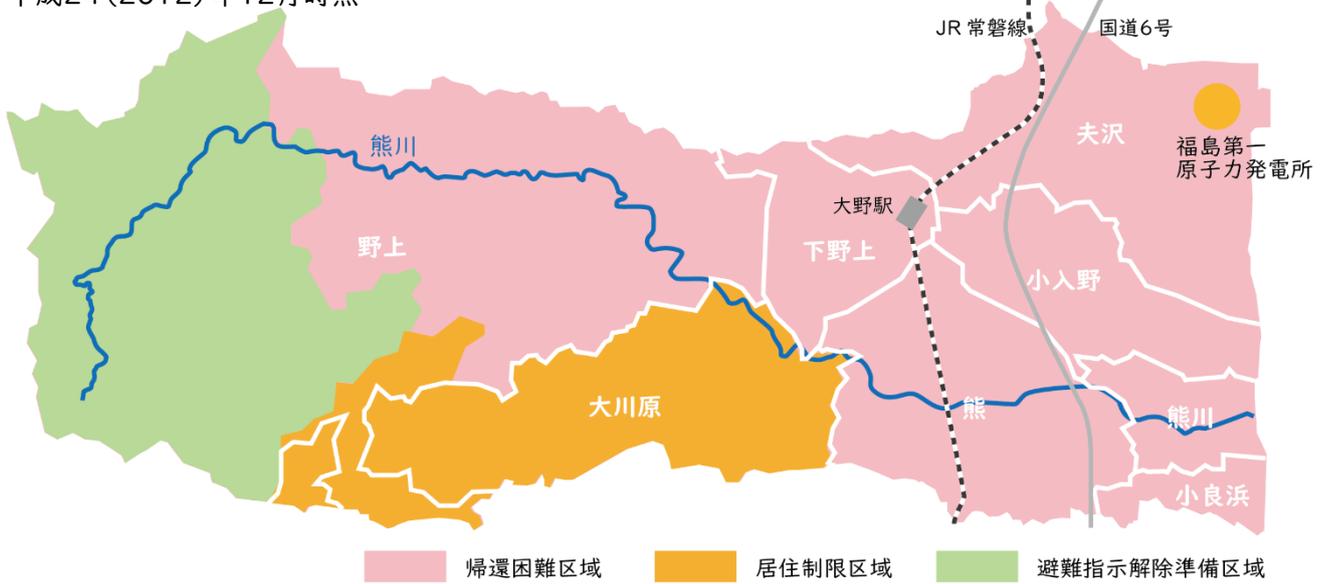
平成 23(2011)年	
3月11日	地震発生(14時46分)
	津波第一波到達(15時27分)、第二波到達(15時36分)
	福島第一原子力発電所1、2号機非常用炉心冷却装置注水不能(16時36分)
3月12日	内閣総理大臣が福島第一原子力発電所の「半径10km 圏内※避難指示」を発令⇒全町民の避難開始 ※大熊町の居住地のほぼ全域
4月22日	町内全域が警戒区域に設定
6月4日	町民の一時帰宅を開始
平成24(2012)年	
12月10日	避難指示区域再編。町内は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に分かれる
平成25(2013)年	
6月24日	避難指示解除準備区域・居住制限区域の本格除染の開始
平成27(2015)年	
2月26日	国からの正式要請に対して、中間貯蔵施設への受け入れを表明
令和元(2019)年	
4月10日	居住制限区域(大川原地区)・避難指示解除準備区域(中屋敷地区)の避難指示解除
令和 2(2020)年	
3月5日	大野駅周辺の避難指示解除および野上・下野上地区の一部立入規制緩和
令和 4(2022)年	
6月30日	特定復興再生拠点区域の避難指示解除
・ ・ ・	
令和 27(2045)年	
	中間貯蔵施設用地への除去土壌等の保管期限

〈大熊町の地区と区域設定の変遷〉

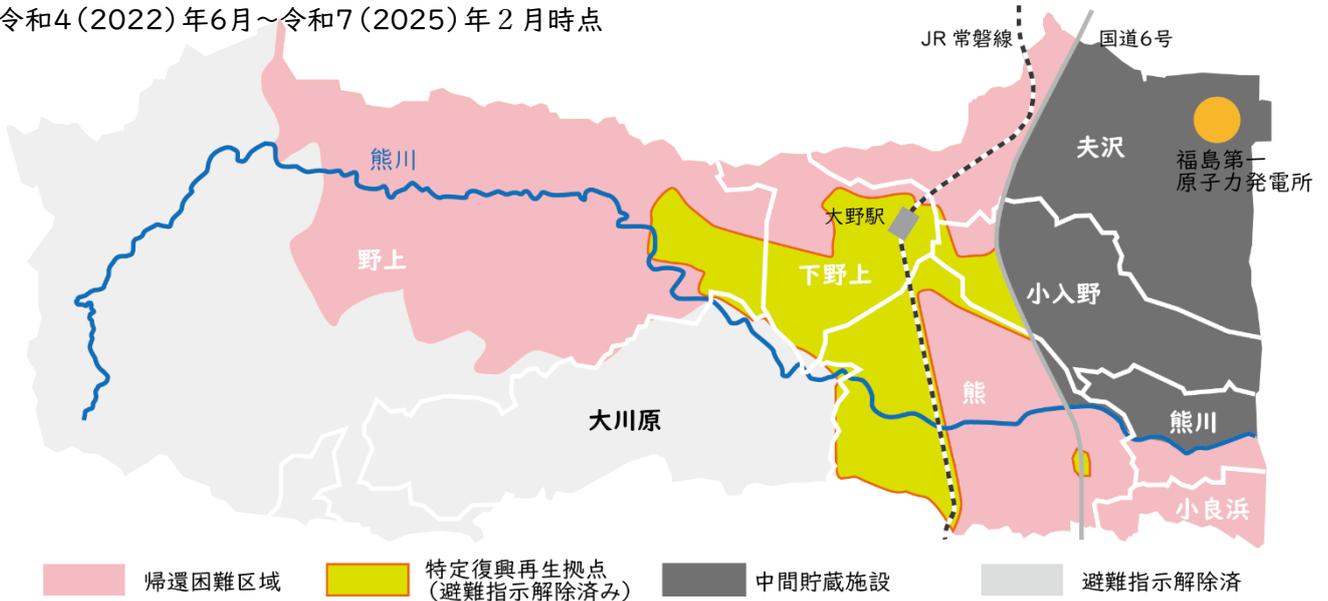
平成23(2011)年4月時点



平成24(2012)年12月時点



令和4(2022)年6月~令和7(2025)年2月時点



● 2-1 現住人口^(注1)動態

【震災前】

大熊町の現住人口は、戦後 8 千人代後半であったものが昭和40年代には 7 千人台まで減少していた。しかしながら、原子力発電所誘致を契機として、人口増加傾向が続き、昭和末期（1980年代中頃）には 1 万人を超えた。その後は、平成22（2010）年時点で11,513人に達していた。また年代別割合においては、全国的な少子高齢化傾向と同様に、平成8（2000）年頃を境に年少人口を老年人口が上回った。

【震災発生後】

平成23（2011）年の震災発生後の全町避難指示のため、現住人口は一時的に0人となる。その後、令和2（2020）年の現住人口は842人となり、令和6（2024）年4月現在の推定人口は1,193人（住民基本台帳より）^(注2)となっている。震災以降の年齢別人口については令和2（2020）年の人口のうち約9割が生産年齢人口となっており、廃炉従事者等の移住の影響によるものと考えられる。

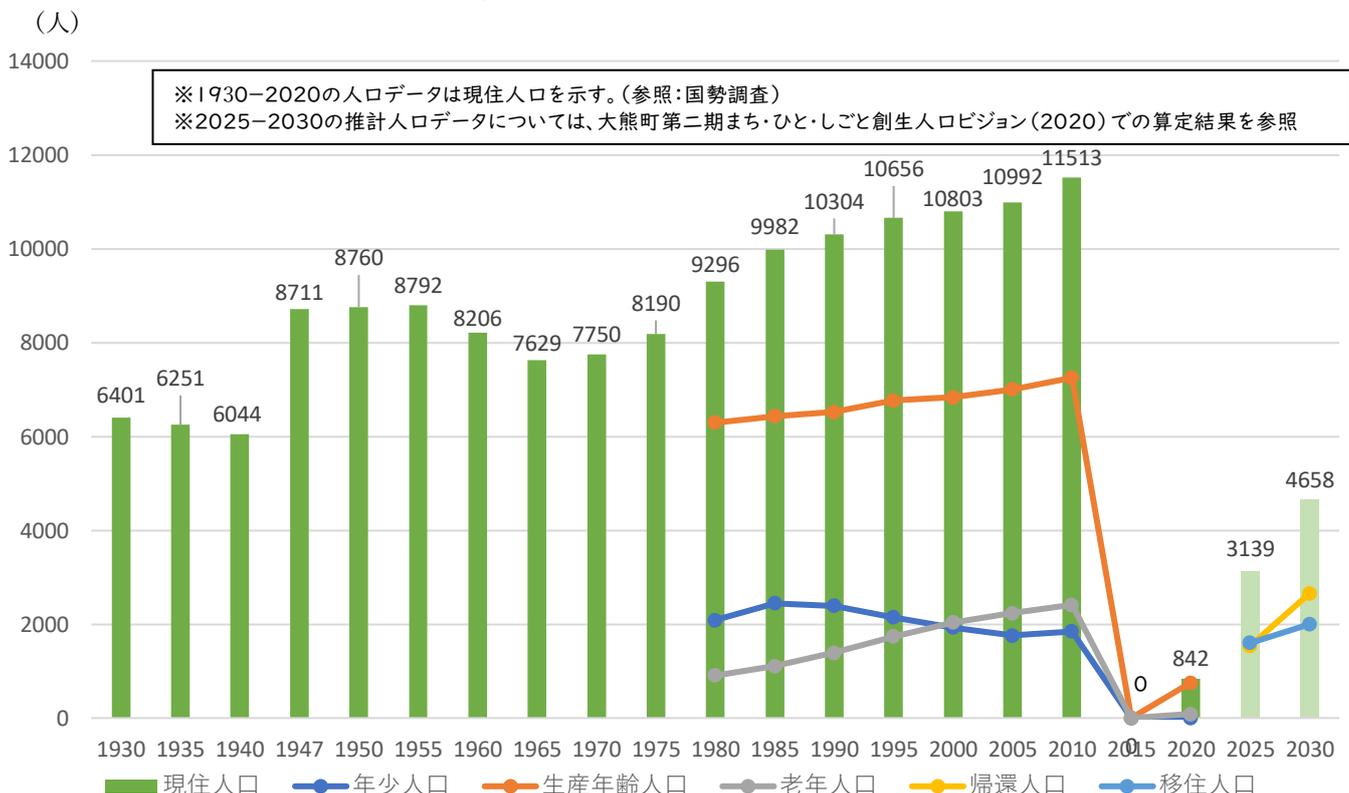
また、将来人口推計については、段階的な避難指示の解除及び、再生賃貸住宅の整備等に伴い、避難先からの帰還人口と移住人口によって増加が見込まれており、令和12（2030）年には4,658人に達すると算定している。

(注1) 現住人口・・・

調査時点で大熊町に常駐している人口。下記グラフの参照先である国勢調査では、3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を常駐している人口と定義し調査を行っている。

(注2) 住民基本台帳による人口・・・

転入・転出・出生・死亡届等の各種届出の増減による、調査時点で大熊町に住民票がある方の人口。実際の居住地と住民票の所在地が異なる場合もあり、現住人口とは差異がある。

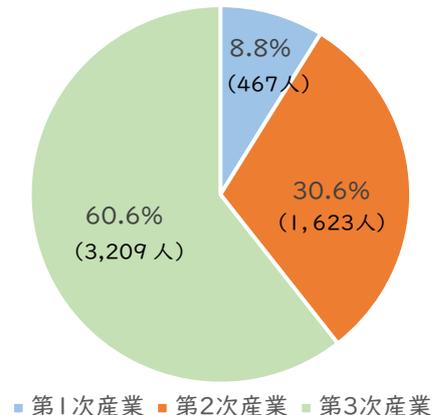


● 2-2 産業・観光

【震災前】

戦後、就業人口も増加し、平成 17(2005)年時点では 5,319 人に達し、そのうち産業別には第一次産業が 467 人(8.8%)、第二次産業が 1,623 人(30.6%)、第三次産業が 3,209 人(60.6%)であった。第一次、特に基幹産業とされてきた農業は農家数・農業産出額の減少から後継者問題等が大きな課題となっていた。また、第二次産業においては、昭和 46(1971)年より操業開始した東京電力福島第一原子力発電所及び関連企業・協力企業の従事者数が平成 21(2009)年時点で 1,084 人と中心的な役割を担っていたが、このような依存状況から脱するために新規企業誘致等の取組を行っていた。

〈平成17年(2005年)の産業分類割合〉



国勢調査を基に作成

○農業

永らく大熊町は、基幹産業として農業の振興を行ってきたが、農家数・農業産出額は減少傾向が続いていた。特に移民や入植、戦後の農地改革により基幹作物となった米は生産調整拡大と米価の下落による厳しい状況であった。また、古くは明治期にその諸元をもち、戦後からの果樹農家や、組合の熱心な取組により大熊町の特産となった梨においても、市場価格の低迷等から営農意欲の低下による農業離れや、兼業傾向が強くなっていた。

○林業

林野は町内に5,030haあり、総面積の約 6 割に達する。そのうち、国有林は2,323ha(46.2%)、民有林は2,707ha(53.8%)である。さらに民有林のうち、針葉樹が76%、広葉樹が24%となっている。大熊町の林業は、明治以降に常磐線の開通により遠隔地への木材出荷が可能となり、太平洋戦争開始直前には木炭の増収等のため、昭和15(1940)年に農林省山林局が野上地区に小塚製炭試験地を整備する等、大熊町の豊富な森林資源は周知の事実であった。しかしながら、戦後から平成期にかけて長期にわたり木材産業は低迷したことに加え、就業者の高齢化や後継者不足により町内の林業は苦境に陥っていた。

○水産業

町内では熊川沿岸等において、明治・大正・昭和初期まではカツオの一本釣り、地引網等によるイワシ漁業が盛んであったが、漁船の大型化等に伴い、漁港を持たない大熊町ではつくり育てる内水面漁業が発達した。中でも熊川の鮭漁は江戸時代から記録があり、明治・大正・昭和と脈々と続けられ、平成3(1991)年には「熊川鮭漁業協同組合ふ化場」がつくられ、ふ化・放流事業として最大約3万尾の溯上、約650万尾の放流が行われており、大熊町の産業の一翼を担った。他方で、原子力発電所の温排水を利用した栽培漁業施設として、昭和57(1982)年に福島県が栽培漁業センター・水産種苗研究所が、平成8(1996)年に株式会社大熊町水産振興公社がヒラメ養殖施設をそれぞれ竣工し、アワビ・ウニ・ヒラメの種苗を生産していた。特にヒラメは町の特産品としての確立が期待されていた。

○工業

大熊町は原子力発電所に依存した状況から脱却するため、企業誘致を積極的に行っていた。昭和56(1980)年に大熊東工業団地を整備し、さらに大熊西工業団地造成の計画を進めており、工業の製造品出荷額等は年々増加していた。

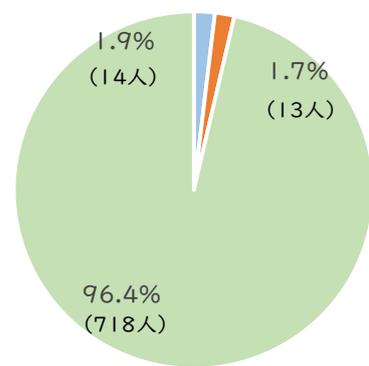
○商業・観光業

商業では駅前商店街の整備・活性化が主な取組であり、平成18(2006)年時点では観光業は原子力発電所が約2万2千人、熊川海水浴場が約1万1千人、他には日隠山・玉の湯温泉等で集客を行っていた。また、特産品として梨・キウイフルーツ、ヒラメ等の確立を目指していた。

【震災発生後】

先行して避難指示が解除された大川原地区に役場本庁舎を整備し、業務を開始したのは震災発生時から8年が経過した令和元(2019)年5月のことであった。避難指示の解除が拡大するにつれて復興も加速し、令和3(2021)年4月に大川原商業施設が開設、令和4(2022)年7月には新産業の創出及びソーシャルビジネス関連の企業・起業家を支援する大熊インキュベーションセンターが開所した。また、震災以前より計画のあった大川原地区の西工業団地、さらに下野上地区の中央産業拠点がいずれも令和6(2024)年に供用開始し、続く令和7(2025)年3月には産業交流施設・商業施設が大野駅西口で供用開始の予定であり(令和7年2月現在)、企業誘致が本格的に再開している。

〈令和2年(2020年)の産業分類割合〉



■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業
国勢調査を基に作成

震災発生後の大熊町は、平成28(2016)年1月に大熊町ふるさと再興メガソーラー発電所、平成29(2017)年10月に大熊エネルギー・メガソーラー発電所を稼働し、「原子力災害を経験した町だからこそ、原子力発電や化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組む」という強い思いから、令和2(2020)年2月にゼロカーボン宣言を行った。令和3(2021)年には「2040年までのゼロカーボン達成」という「大熊町ゼロカーボンビジョン」を策定し、大熊るるるん電力の立ち上げにより電力を地産地消とするシステムの構築を目指している。

● 2-3 交通

【震災前】

大熊町の主要道路は、南北方向に東京都と宮城県をつなぐ国道6号、県道35号いわき浪江線（通称：山麓線）、県道391号広野小高線が縦断し、東西方向には郡山市と双葉町をつなぐ国道288号、町内の大野駅を起点とした県道166号大野停車場大川原線、県道252号夫沢大野停車場線、臨海部と山間をつなぐ県道251号小良ヶ浜野上線が横断している。

また、公共交通は明治に開通した常磐線に、明治37（1904）年大野停車場が設置されたことが始まりであり、その後も戦中・戦後通して北は仙台圏域、南はいわき圏域・関東圏域につなぐ重要な手段であった。

【震災発生後】

平成23（2011）年3月の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴い、JR常磐線は即日全線不通となり、同年4月には東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区間が警戒区域となったことで、許可車両以外の立入りが禁止され、町内にいたる交通網は全て通行止めとなった。

国道6号は平成26（2014）年に一般車両の通行のみが可能となった。その後の避難区域の再編により、条件はありながらも徐々に通行は可能となった。また、平成27（2015）年には埼玉県と宮城県を結ぶ常磐自動車道の最後の区間となった常磐富岡IC-浪江IC間が開通した。

平成31（2019）年4月に大川原・中屋敷地区の避難指示が解除され、国道288号線の通行止めが全面解除、同時に大熊ICが設置されたことで、町内へ8年振りに自由な立入りが可能となった。さらに令和2（2020）年にはJR常磐線で最後まで不通であった富岡駅-浪江駅間が開通し、町内の大野駅が営業を再開した。加えて、現在町内では無料の生活循環バスが大野駅と富岡駅からそれぞれ大川原公営住宅を結ぶルートで運営されている。



QGIS Open Street Map を基に作成

● 2-4 震災前に存在した文化財に関連する施設

(1) 大熊町文化センター（解体）

大野駅東口付近に、平成4(1992)年に開館した。

約500人を収容可能なホールを中心にスタジオやリハーサル室等を備え、音楽イベントや国際交流事業等が盛んに行われ、生涯学習の拠点として親しまれていた。震災後、景勝地「馬の背岬」が描かれた緞帳は3Dデータを記録して残している。建物は令和6(2024)年に解体となった。

(2) 大熊町図書館・民俗伝承館（解体）

大野駅東口付近に、平成8(1996)年開館した。

図書館は外観のドームの形状等が印象的で、多くの町民に利用されてきたほか、併設している民俗伝承館内には古民家「吉田家住宅」の移築建築、道平遺跡の縄文土器等を展示していた。

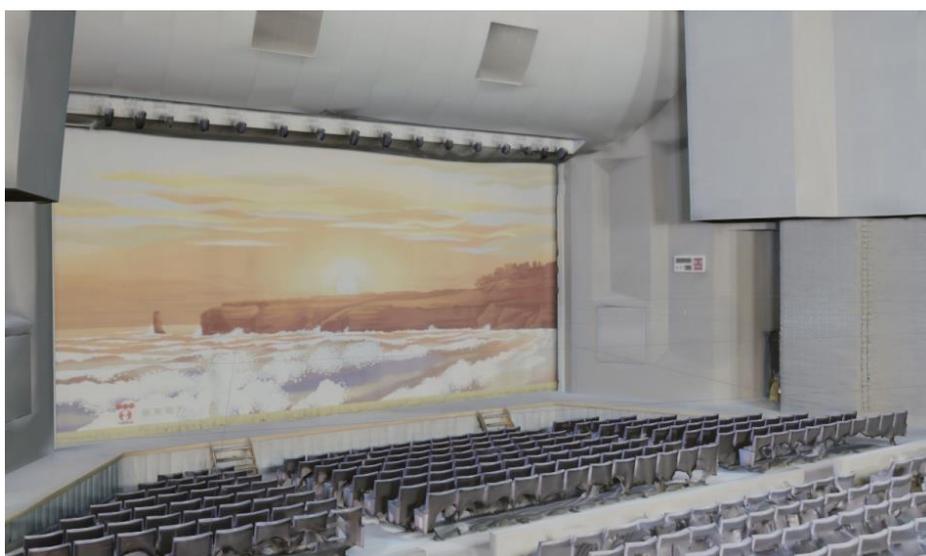
震災発生後、收藏されていた資料は福島県文化財センター（愛称：「まほろん」）等に搬出し、現在まで一時保管されている。建物は令和5(2023)年に解体となった。



▲大熊町文化センター



▲大熊町図書館・民俗伝承館

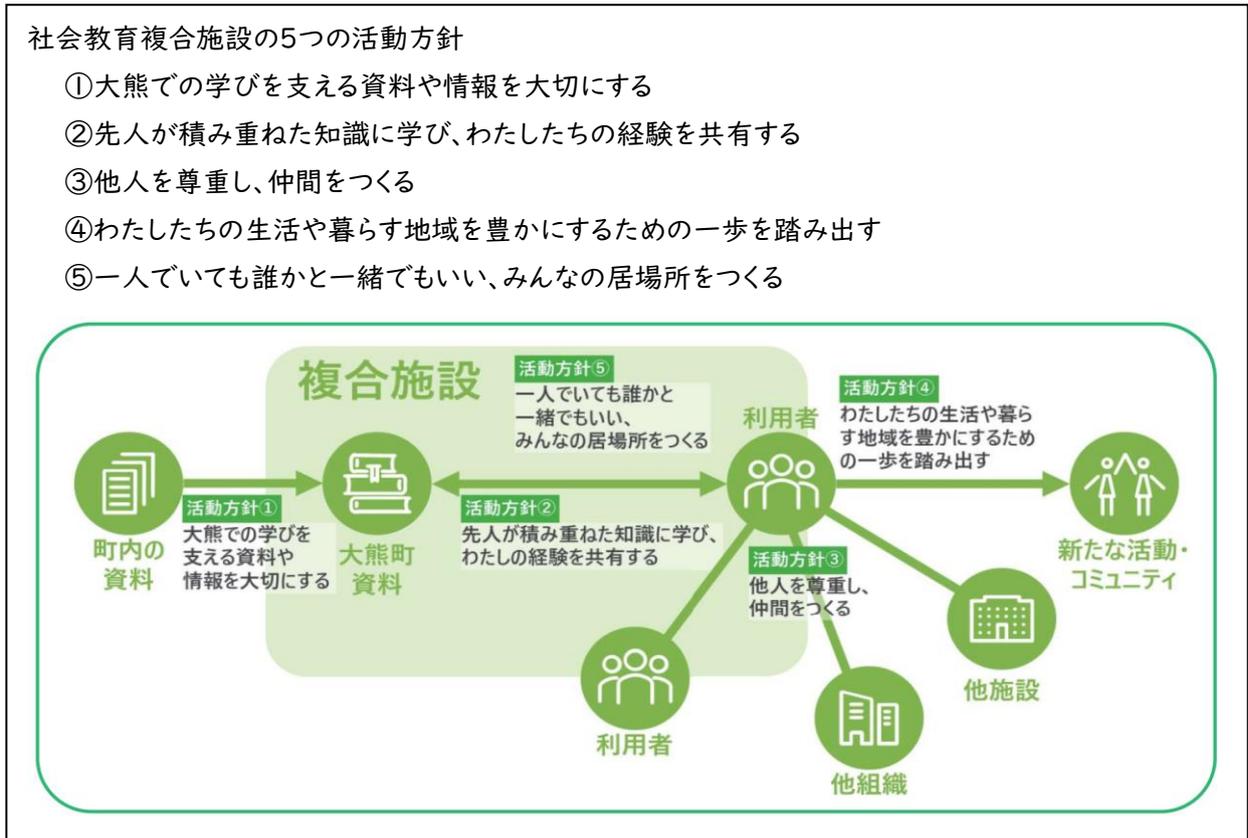


▲大熊町文化センター 3D データ

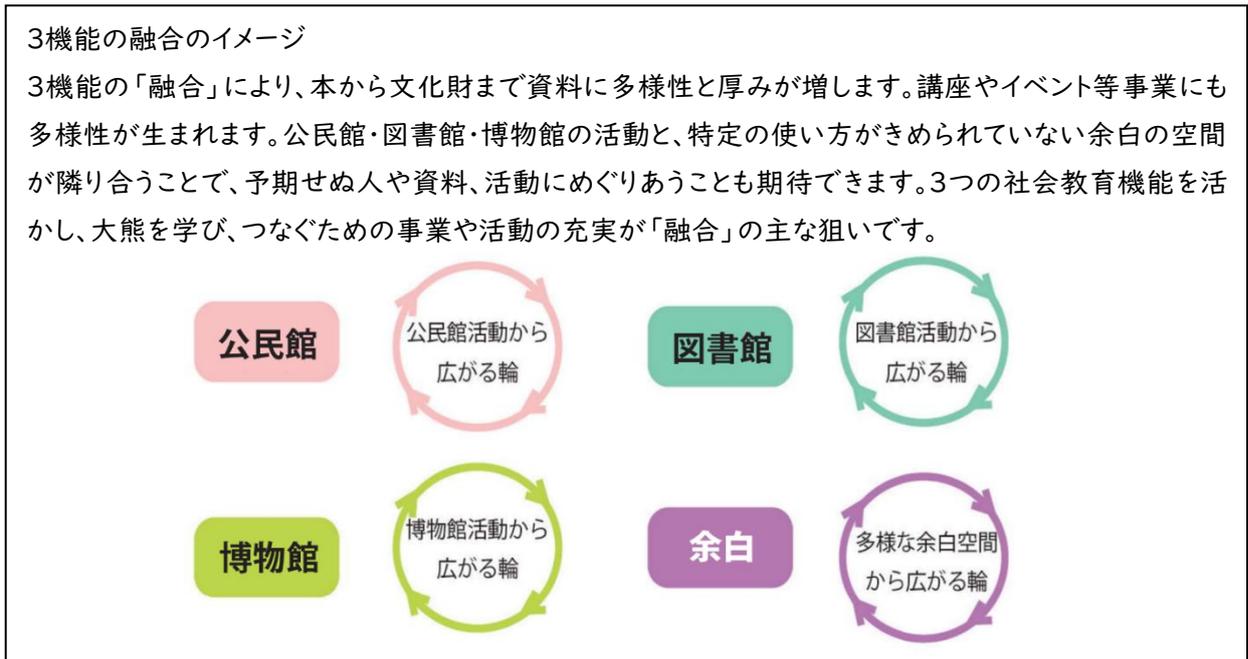
● 2-5 整備予定の社会教育複合施設について

(1) 社会教育複合施設の概要

震災発生後にかつて町内にあった公民館と図書館、博物館の3機能を融合させた施設として現在整備計画を進めている。令和10(2028)年度の開館を目指し、令和6(2024)年に施設の基本計画を策定している。施設完成後は、大熊町での文化財の保存や展示場所となるだけでなく、文化財に関わる取組の中心的施設となる。

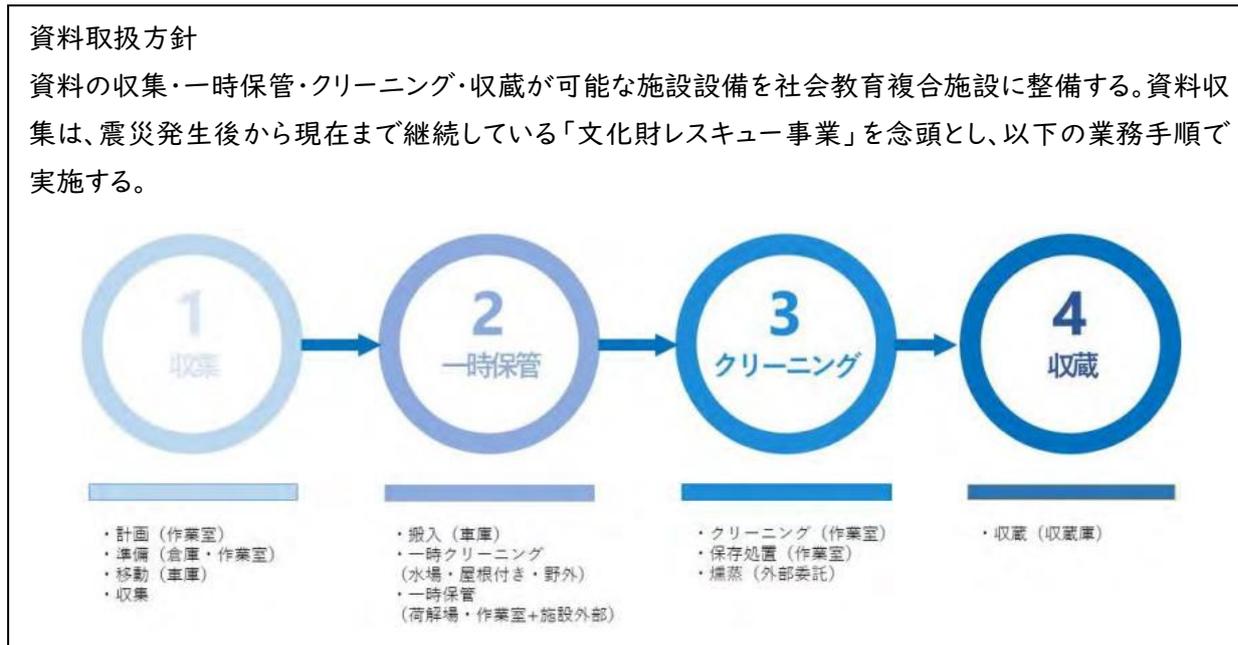


引用:大熊町「大熊町社会教育複合施設基本計画」、2024

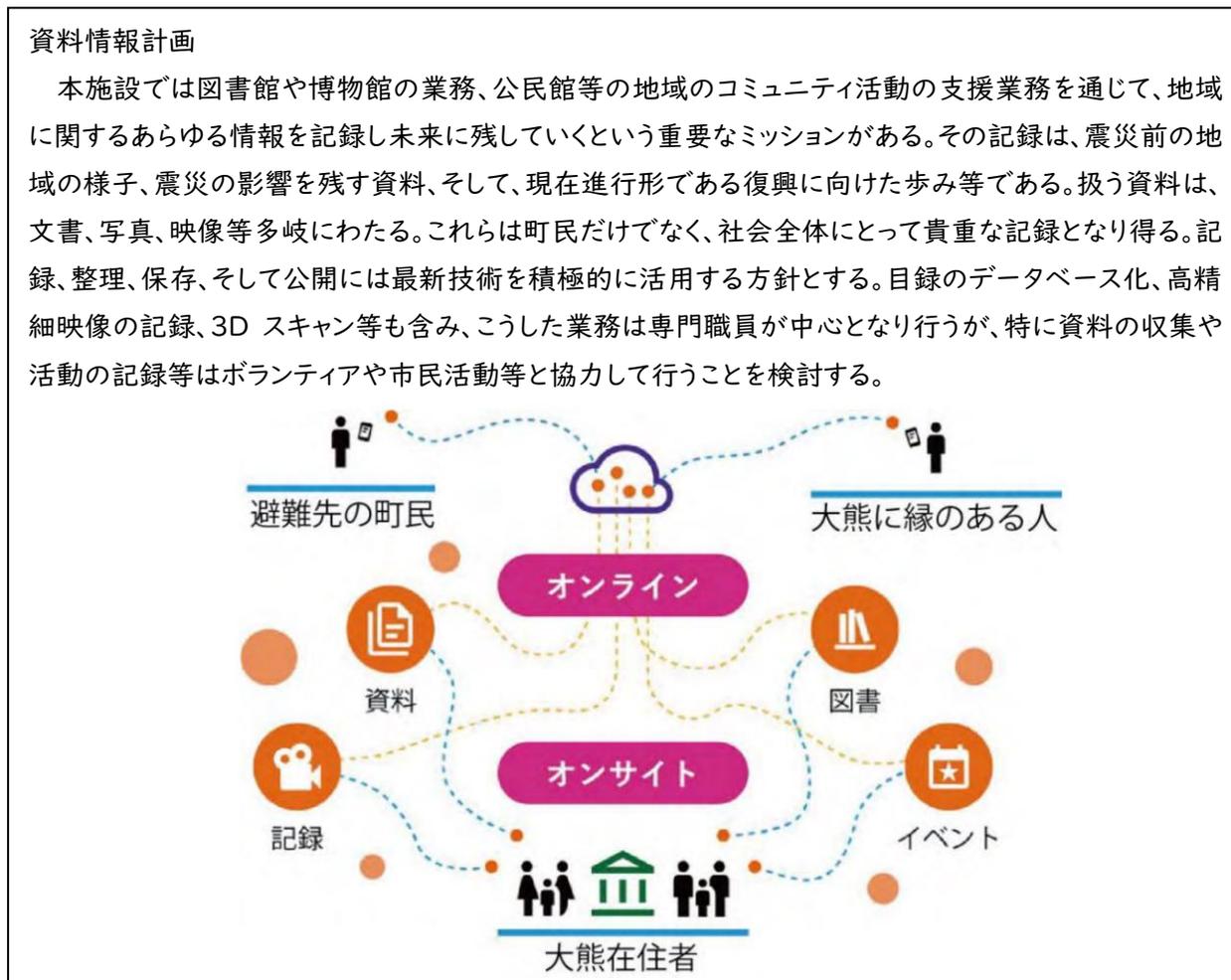


引用:大熊町「大熊町社会教育複合施設基本計画」、2024

(2) 社会教育複合施設内の博物館機能について



大熊町「大熊町社会教育複合施設基本計画」(2024)の収蔵方針を参考に記載



引用：大熊町「大熊町社会教育複合施設基本計画」、2024

3 歴史的背景

● 3-1 原始

・旧石器・縄文・弥生・古墳時代

原始の時代は文字資料が残っていないため、発掘調査等による考古学資料が唯一の手がかりとなるが、大熊町では本格的な発掘調査を行った件数が限られており、集落(ムラ)がどのように変遷したのかは具体的にはわかっていない。

野上地区諏訪の南金谷遺跡から出土したとされる有舌尖頭器3点は、およそ14,000年前(縄文時代草創期)のものと考えられ、大熊町の中における最も古い人類の痕跡である。以降、縄文時代には大熊町で最も大きな河川である熊川周辺に沿って多くの遺跡を確認している。熊川流域は上流に位置する標高500m超の中屋敷地区の中屋敷遺跡から、下流に位置する標高20m前後の熊町地区の塚ノ草遺跡まで確認している。なかでも標高40~70mの熊川中流域に遺跡が多く、大川原地区の大平遺跡では尖った底が特徴的な約10,000年前(縄文時代早期)の土器が出土している。

また、大川原地区の上平A遺跡の発掘調査では、6,000年以上前(縄文前期前半)とみられる大小の竪穴建物跡3棟を重複せずに確認している。これらは住居跡と考えられ、さらに同時期とみられる貯蔵穴や磨石・石皿類も合わせて発見されており、植物質食料に支えられた安定的集落が営まれたようである。

上平A遺跡北端と上平B遺跡を結ぶ範囲では、約4,200年前(縄文時代後期前半)とみられる竪穴建物跡2棟と掘立柱建物跡5棟を確認しており、加えて対岸の道平遺跡でも同時期の竪穴建物跡5棟が見つかっている。川を挟む集落の出現は、分村や季節的移動等の可能性をも考慮させるものである。また、道平遺跡では約4,400年前から約2,800年前(縄文後期初頭から縄文晩期後半)にかけて断続的に営まれた集落跡が確認されている。

弥生時代の遺跡は比較的少ない。熊川中流域地帯の落合B遺跡と道平遺跡は縄文時代から継続しているのに対し、大川原地区錦台の松ノ下B遺跡は弥生時代になってから出現している点が注目される。小入野川流域のより海岸に近い北台遺跡からは、水稻農耕と強い結びつきのある石庖丁と呼ばれる石製品が出土している。

古墳時代になると生活の舞台が変わり、熊川下流域や夫沢川流域に遺跡が分布するようになる。熊川地区の女迫遺跡は4世紀の古墳時代前期とみられる竪穴建物跡が発見された集落遺跡である。沖積地を望む河岸段丘上には、鮎沢古墳・大塚平古墳・蕨平古墳・熊川古墳等の後期古墳が立地する。唯一本格的な発掘調査を行っている棚和子古墳からは、完全な形の大型須恵器が方墳を刑する四辺の溝跡から出土しており、注目される成果である。また、段丘崖には馬具や直刀等が副葬されていた長者原横穴墓等の横穴墓群を確認している。



▲道平遺跡出土土偶



▲伝北台遺跡出土石包丁

● 3-2 古代・中世

・奈良時代

奈良時代に編纂された『常陸国風土記』には、常陸国の北端、多珂郡の道後として「苦麻之村」が記載され、これが現在の大熊町熊地区周辺にあたりと考えられている。その後、『続日本紀』養老2(718)年条に「標葉」郡が記載されており、この頃に現大熊町域は標葉郡の南端に位置した。



▲『常陸国風土記』

・平安時代

平安時代は上平A遺跡の2次調査により8~9世紀ごろの小型製鉄炉を確認している。それ以外には町内に同時代に関連する伝承が残されている。「熊町虚空蔵碑」は弘法大師が大同年間(806~809年)に信仰を広めるために建てられたと伝えられる石碑である。また平安時代初期、坂上田村麻呂がエミシ討伐に向かう際に通ったとされる道や延暦年間(782~805)に創建された伝承を持つ神社等が存在する。



▲熊町虚空蔵碑

・鎌倉~室町時代

鎌倉時代、大熊町は標葉氏の領有下にあった。標葉氏はおおよそ標葉郡一郡を支配した海道平氏の一族と考えられている。標葉氏は浪江町請戸地区に拠点を構え、大熊町域は分家等によって支配されていたと思われる。

鎌倉幕府が亡び、建武の新政を経て南北朝が対立する動乱期、標葉氏は南朝方と北朝方に分かれ、嫡流と庶流が対立するようになる。15世紀にはいると、熊氏や熊川氏といった名前が史料上に確認されるようになる。町内に残る「熊館」や「熊川館」と呼ばれる館跡が、このような一族によって拠点とされていた可能性がある。

室町時代後期、標葉郡北の行方郡を支配する相馬氏の勢力が南下すると、標葉氏と相馬氏の対立が顕著となる。15世紀後半、相馬氏は標葉氏の拠点の一つ権現堂城を攻め落とし、標葉氏を滅ぼした。標葉郡は相馬氏の支配下に組み込まれ、その有力家臣が標葉郡北半に配置されたが、現大熊町を含む標葉郡南半はその後も熊氏や熊川氏によって支配されたと思われる。

その後、戦国期に相馬氏は一時的に檜葉郡富岡・木戸迄領有したものの、岩城氏が北進し、結果として現大熊町域までが相馬氏領として、豊臣政権期を迎えることとなる。豊臣政権期に作成された相馬氏領内の検地帳には、熊や熊川の他に「夫沢」「野上」の地名が確認できるようになり、大熊町域内での開発が進展した。

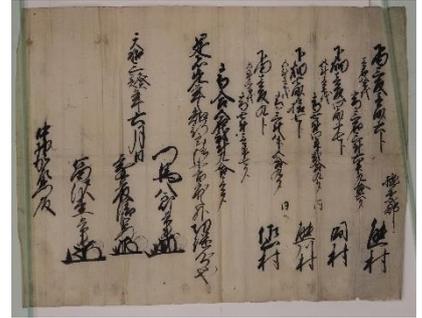
● 3-3 近世

・江戸時代

江戸時代を迎え、大熊町域はそのまま標葉郡の南端地域として、相馬中村藩領となる。なお、17世紀には、標葉郡の南端である熊村や大川原村等に中村城下に住む藩士の分家に移り住んで在郷給人となり、境目付等、藩の役職を担うようになる。

元禄期には標葉論山と呼ばれる相馬中村藩と三春藩との境相論が発生する。この時、大熊町域では三春藩と隣接する野上村や大川原村等の名主が相論対応で奔走する。相論に勝訴した相馬中村藩は境界を確定させ、相論に参加した大川原の在郷給人石田氏はその功績により、30石が増加され本知とともに計41石となり、御城下並（府下給人並）の石高となる。

江戸時代後期には天明の飢饉が発生し、大熊町域でも人口の減少がみられた。また、藩の財政がひっ迫するなかで、領民も苦しい生活を送っていた。このなかでとられた対応策が、北陸方面からの浄土真宗系門徒の移住政策である。浄土真宗では間引きの考えがなく、人口増による土地不足が発生していた。相馬中村藩は飢饉による人口減少対策として、土地不足に悩む浄土真宗系門徒を移民として受け入れたのである。その結果、移住者は文化10(1813)年から弘化2(1845)年の間で1,800戸に及んだという。大熊町域でも下野上地区、小入野地区、夫沢地区等への移住が見られる。長者原地区には「長者原じゃんがら念仏太鼓踊り」と呼ばれる浄土系の民俗芸能も伝わっている。戊辰戦争が発生すると相馬中村藩は奥羽越列藩同盟に参加するものの慶応4(1868)年8月4日には降伏している。この時同盟側の拠点であった熊町で中村・仙台両藩兵が新政府軍と戦うも敗退、同年7月28日には仙台藩によって放火され、建物の多くが焼失したといわれている。



▲知行切継目録(天和3年)



▲中野氏伝来差旗

● 3-4 近代

明治時代に入り、大熊町域は明治4(1871)年の廃藩置県により中村県、次いで磐前県、そして、明治9(1876)年に会津県・福島県と合併して、新制福島県の一部となる。大熊町域の各村は明治13(1880)年に佐山村が熊村と合併して熊村となり、明治22(1889)年には大川原村・野上村・下野上村が合併して大野村に、熊村・熊川村・夫沢村・小良浜村・小入野村が合併して熊町村になった。また、明治29(1896)年には標葉郡と檜葉郡が合併して、双葉郡が成立した。明治37(1904)年11月22日、大野村大字下野上に日本鉄道磐城線(現在のJR常磐線)大野駅が設置されると、大熊町域から産出される木材等の輸送拠点として発展、また、駅を中心として町場が形成されると、駅前商店街として発展していった。産業としては、従来からの鮭漁等の漁業や材木・製炭等の林業に加え、近代に至って梨を中心とした果樹、馬産、たばこが挙げられる。また、昭和15(1940)年には熊町村大字夫沢の長者原に陸軍磐城飛行場が設置された。



▲大野駅(昭和6年)

● 3-5 現代

【震災前】

昭和28(1953)年から昭和36(1961)年までに全国的に行われた「昭和の大合併」により、大野村と熊町村が合併し、昭和29(1954)年11月1日より大熊町の町制が開始された。

合併後は開田・開畑のため、昭和33(1958)年「野上原土地改良区」、昭和34(1959)年「中屋敷土地改良区」等が認定・開墾されて、稲作等の農業を主として町が形成されていった。その他特質できる作物種は多くないが、戦前から始められた梨栽培は土壌・気候が果樹農園に適していたことに加えて果樹農家の多大な尽力により、昭和40年代までには町の基幹作物として確立されていたのが主だった特徴であった。

このような状況の中で、戦後の高度経済成長期までにはその一翼を担うような第二次産業が大熊町に育つ見込みはなく、町民の中には農閑期の生業やより良い生活を求めた出稼ぎ等も珍しくなかった。

このような膠着した情勢の中で、大熊町の現代史による契機が原子力発電所の誘致であったのことは疑いようのない事実であろう。その始まりは、昭和30年代に町北東部の磐城飛行場跡地が再利用として現在の西武グループの創業者として著名な堤康次郎・義明等に用地が払い下げられたことであったが、彼らにより当初行われた塩田事業はわずか数年で事業が頓挫した。しかし、その後まもなく当時の東京電力株式会社による原子力発電所用地の話題が起り、すぐに昭和39(1964)年に東京電力調査事務所が設置された。

これらの経緯は町だけに留まらない国や県レベルの政治的な調整の上で行われたことではあり、当時の志賀秀正町長が「吾々の住むこの大熊町が、偉大なる発電源を持ち数多くの国内の人びとのために物心両面の光明を与え、…(中略)」「大熊町公民館報」第62号、昭和45(1970)年2月」と話すように原子力発電所がもたらす公共性が強調されていたが、当時の町民らは経済的な豊かさをもたらすことへの期待と健康等への懸念を両面抱えていたようである(「大熊町公民館報」第42号、昭和41(1966)年2月。町幹部と婦人会の質疑応答より)。

ともあれ、この原子力発電所の誘致事業は滞りなく進捗し、まず1号機が昭和41(1966)年に米国のゼネラル・エレクトリック社(以下、「GE社」という)に一括発注・建造され、東京電力福島第一原子力発電所として昭和46(1971)年3月26日に運転を開始した。次いで、2号機は同GE社、鹿島建設株式会社、東京芝浦電気株式会社(当時、現株式会社東芝)等による分割発注・建造で、昭和49(1974)年に操業した。その後、3号機が昭和51(1976)年、4・5号機が昭和53(1978)年、6号機が昭和54(1979)年にそれぞれ操業し、この1~4号機が大熊町に、5・6号機が双葉町に立地することとなった。

同原子力発電所操業に伴い、東京電力株式会社をはじめとした関連企業が町に集まるようになり、外部



▲梨畑



▲福島第一原子力発電所

から多くの人口が流入したことに加えて、これまで都市部へ出稼ぎしていた町民が町内での仕事に従事できたことにより、1970年代前半には7千人台であった人口は昭和60(1985)年頃には1万人を超え、震災前まで継続して増え続けた。さらに、財政的には民間企業により税収増加があったことに加えて、いわゆる電源三法交付金制度が活用できたことで、町内ではインフラや公共施設の整備が進んだ。

他方で第一次産業においても昭和55(1980)年頃から平成期にかけて良い兆しが見え始めていた。

漁業においては、熊川鮭漁業協同組合による鮭祭りや原子力発電所の温排水を利用した福島県による栽培漁業センターと水産種苗研究所、及び株式会社大熊町水産振興公社が整備した養殖施設によるアワビ・ウニ・ヒラメ種苗及びヒラメ成体養殖が行われた。農業では戦後断続的に実施された国の減反政策に伴い水田転作作物として実験的に始まったキウイフルーツ栽培が行われ、震災前まではそれぞれ漁業・農業における町の新たな特産品として大いに期待されていた。

さらに文化面では各行政区や大字を単位とした催しが熱心に行われていた。例えば、JR 大野駅前商店街では大野公園「聖徳太子祭り」が春に開催され、お盆には各地区で細かな差異のある歌詞や節をもった特有の盆踊りが行われ、地域で親しまれていた。また、町民体育祭では各地区対抗で競技が催され、多くの町民が参加していた。このように地域の連帯感は強く、各地区の清掃を町内クリーンアップ作戦として熱心に行われる等、地域の環境維持も町民全体が多く関わっていた。

【震災発生時】

平成23年(2011)年3月11日14時46分に東日本大震災が発生。町に設置された震度計では最大6強の揺れを記録した。すぐに福島県沿岸に大津波警報が発令され、15時27分ごろ、津波の第一波が到達する。熊川地区の他、当初津波被害が想定されていなかった小入野地区、夫沢地区でも広く浸水し、犠牲者が出た。福島第一原子力発電所では交流電源の喪失により1、2号機で非常用炉心冷却装置への注水が不能となり、翌日12日5時44分、国は福島第一原子力発電所から10km圏内の避難指示を発令し、全町民の町外避難が開始された。県から避難先は田村市であると連絡を受け、田村市総合体育館に町災害対策本部が設置されることとなる。その後二次避難先として、会津若松市が候補に挙がり4月5日、大熊町役場会津若松出張所の開所式が行われた。

【震災発生後】

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機に、大熊町の環境は一変した。4月22日、町全域が「警戒区域」となり、全町民11,505人が町外への避難生活の継続を余儀なくされることとなった。いわき市への避難者が多い状況を考慮し、平成23(201



▲キウイフルーツ栽培



▲田村市内の避難所



▲大熊町役場会津若松出張所開所式(平成23年4月5日)

1)年10月にいわき市好間地区にいわき連絡事務所を設置した。いわき市への避難者の増加に伴い連絡事務所は平成25(2013)年12月いわき出張所に格上げされた。また、平成28(2016)年4月には二本松市に設置していた中通り連絡事務所を郡山市に移転、さらには本格的な帰町に向け町内に大川原連絡事務所を設置した。町民の避難先としては、いわき市、会津若松市等を中心に福島県内に約7割が避難しており、その他埼玉県、茨城県、東京都をはじめ全国各地に避難している。

平成24(2012)年12月には「警戒区域」が再編され、このうち町民の約96%が居住していた地域が「帰還困難区域」に設定された。そのため、町としても「5年間は帰町しない」という判断をした。大熊町の主要機能を含む町土の大部分が帰還困難区域に指定され、この区域については本格除染の計画がない状況にある等、復興に向けた多くの課題に対して明確な時間軸の設定ができない状況で、全町民の避難から5年以上が経過しても、具体的な復興への取組ができなかった。

平成25(2013)年度に策定した「大熊町まちづくりビジョン」で、本格除染が完了し比較的放射線量の低い大川原地区を町全体の復興の加速を図るための最初のフィールド「大川原地区復興拠点」として開発を行うこととした。また、平成27(2015)年3月に策定した「大熊町第二次復興計画」で、「町民の生活支援」と「町土復興」を2本の柱に掲げ、「避難先での安定した生活」と「帰町を選択できる環境づくり」を目指していくこととした。平成28(2016)年8月には、帰町への第一歩として、町内初の特例宿泊が居住制限区域の大川原地区と避難指示解除準備区域の中屋敷地区で行われた。平成29(2017)年11月には、「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国に認定され、帰還困難区域である下野上地区等の町中心部を対象とした復興の計画が動き出した。そして、大川原地区と中屋敷地区のインフラ等の生活環境や防犯・医療面での支援体制がある程度整ったことから、平成30(2018)年4月24日、当該地区において「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊(準備宿泊)」が始まり、町民の長期宿泊が可能になった。

平成31(2019)年4月10日、大川原地区(居住制限区域)と中屋敷地区(避難指示解除準備区域)の避難指示が解除され、原発事故から8年余りの時間を経て、ようやく古里の一部を取り戻した。令和元(2019)年5月には、大川原復興拠点に整備した町役場新庁舎での業務が始まり、町復興の足がかりとして各課題への取組を加速させている。令和元(2019)年6月には、大川原復興拠点で町営の災害公営住宅へ入居が始まり、町内に人の営みがよみがえった。あわせて生活循環バスの運行や仮設店舗の開店等があった。

令和2(2020)年3月5日、JR 大野駅周辺と県立大野病院敷地等の避難指示が解除された。あわせて、下野上・野上地区の一部で立入規制が緩和され、通行証なしで立ち入りができるようになり、JR 常磐線が同年3月14日に全線再開し、大野駅も同日、利用再開されたことにより、新たな人の流れが町内に生まれた。



▲特別宿泊の様子



▲町役場新庁舎開庁式



▲生活循環バス

さらに令和5(2023)年には、認定こども園・義務教育学校と、預かり保育、学童保育を一体にした新教育施設「大熊町立学び舎 ゆめの森」が町内の新校舎で本格開校し、12年ぶりに町内に子どもたちの声が戻った。また同年6月30日には、帰還困難区域のうち、かつての町中心部の下野上地区を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。同区域内では「下野上地区復興拠点」として交流エリア、住宅エリア、産業エリアを設け、新しいにぎわいを生み出す拠点が整備された。大野駅西交流エリアには令和7(2024)年3月の供用開始を目指して産業交流施設、商業施設、広場等を整備する計画を進めている。(令和7年2月現在)



▲学び舎 ゆめの森

このように復興が進捗する一方で、廃炉と中間貯蔵施設の問題は重くのしかかる。町内において安心した生活を過ごすためには、東京電力福島第一原子力発電所について、事故の完全な収束と安全で円滑な廃炉措置が確実に進められていくことが必要となるが、廃炉作業において度々トラブルが発生している状況にあり、原子炉内の溶けた燃料等が冷えて固まったいわゆる燃料デブリの取り出しや、増え続けるALPS処理水等、廃炉に向けた課題は山積している。また、除染等に伴って、放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生し、最終処分するまでの間、安全に管理・保管する中間貯蔵施設が必要となる。大熊、双葉両町は平成25(2013)年12月にこの中間貯蔵施設設置受け入れを国から要請され、町は町議会や行政区長会と協議を重ね、平成27(2015)年2月に中間貯蔵施設への搬入受け入れを表明し、3月に除染廃棄物の搬入が開始された。そして、平成29(2017)年10月28日には土壌貯蔵施設で、除去土壌の貯蔵が始まり、令和27(2045)年までに福島県外へ最終処分される予定となっているが、その受け入れ先はいまだに決まっていない。



▲中間貯蔵施設 (平成29(2017)年5月19日)



▲中間貯蔵施設 (令和5(2023)年12月2日)

第2章 大熊町の文化財の概要と特徴

1 指定文化財の概要と特徴

● 1-1 文化財保護法に基づく「指定等文化財」の件数

大熊町の指定等文化財は、国指定が1件、国選定が1件、国登録が2件、町指定が6件ある。(令和7(2025)年2月10日現在)

[指定等文化財件数] (令和7(2025)年2月10日現在)

種別		国指定	国選定	国登録	県指定	町指定	計	
有形文化財	建造物			2			2	
	美術 工芸品	絵画						0
		彫刻						0
		工芸品						0
		書跡・典籍						0
		古文書						0
		考古資料						0
		歴史資料						0
無形文化財							0	
民俗文化財	有形の民俗文化財					1	1	
	無形の民俗文化財	1	1			2	4	
記念物	史跡					3	3	
	名勝地						0	
	動物・植物・地質鉱物						0	
文化的景観							0	
伝統的建造物群							0	
合計		1	1	2	0	6	10	

[文化財保護法に基づく「文化財」(指定等文化財)の一覧]

No.	区分	種別	名称	所有者・ 管理者	指定年月日
国指定等					
1	有形文化財	建造物(登録)	石田家住宅	個人	令和元(2019)年12月5日
2	有形文化財	建造物(登録)	渡部家住宅	個人	令和3(2021)年2月4日
3	民俗文化財	無形	相馬野馬追	相馬野馬追 保存会	昭和53(1978)年5月22日
4	民俗文化財	記録作成等の措置 を構すべき無形の 民俗文化財	浜通りのお浜下 り(秋葉神社)	特定せず	令和2(2020)年3月16日
町指定					
1	民俗文化財	無形の民俗文化財	熊川稚児鹿舞	個人	昭和47(1972)年4月1日
2	民俗文化財	無形の民俗文化財	長者原じゃんが ら念仏太鼓踊り	個人	昭和48(1973)年4月1日
3	民俗文化財	有形の民俗文化財	熊町はなどり地 蔵	個人	昭和48(1973)年4月1日
4	記念物	史跡	熊町一里塚	個人	昭和48(1973)年4月1日
5	記念物	史跡	熊町一里塚	個人	昭和48(1973)年4月1日
6	記念物	史跡	五郎四郎一里塚	個人	昭和48(1973)年4月1日

● 1-2 「指定等文化財」の特徴

ここでは、大熊町の指定等文化財について、種別ごとに説明する。

①有形文化財

□建造物

国登録有形文化財は「石田家住宅」及び「渡部家住宅」の2件である。両物件とも大川原地区に立地し、近世末から明治初期ごろまでに創建されている。相馬中村藩に仕えた給人としての系譜を持ち、その特性を持つ屋敷構えを残している。町内の多くの建物が解体される中、古き暮らしの特徴を残す代表的な建造物であると評価され、文化財に登録された。



▲石田家住宅
(国登録有形文化財)



▲渡部家住宅
(国登録有形文化財)

②民俗文化財

□有形の民俗文化財

町指定有形民俗文化財は「はなどり地蔵」の1件である。熊町地区の初発神社境内に地蔵堂が立地し、その堂内に安置されている。かつて田植えの際、牛等の動物に馬鍬等の道具を曳かせ、田を耕す行為を「はなどり」と呼ぶが、この地蔵が子どもとなって表れ、農家のはなどりを手伝ったという民話に由来する名前である。寄木造で体躯に奥行きがあり、どっしりしている特徴等から江戸時代前半に制作されたと考えられる。



▲はなどり地蔵
(町指定有形民俗文化財)

□無形の民俗文化財

国指定無形民俗文化財は「相馬野馬追」1件である。「相馬野馬追」は中村神社、太田神社、小高神社の合同例祭に合わせて執行される行事であり、かつての相馬中村藩領内の地域で開催される。大熊町からも騎馬隊が標葉郷として小高神社に供奉し、出陣する。

町指定無形民俗文化財は「熊川稚児鹿舞」と「長者原じゃんがら念仏太鼓踊り」の2件がある。「熊川稚児鹿舞」は熊川地区に立地する諏訪神社で毎年8月に行われてきた。子どもが扮した4人の獅子と野猿1人の計5人で構成される。「長者原じゃんがら念仏太鼓踊り」は夫沢長者原地区で行われてきた。先祖、死者供養の意味合いを持つ。いわき地方で盛んなじゃんがら踊りであるが、双葉町山田地区のじゃんがら踊りと並び、北限のじゃんがら踊りとしても知られている。



▲相馬野馬追
(国指定無形民俗文化財)



▲長者原じゃんがら念仏太鼓踊り
(町指定無形民俗文化財)



▲熊川稚児鹿舞
(町指定無形民俗文化財)

□記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財

記録作成等の措置を構すべき無形の民俗文化財は「浜通りのお浜下り」が1件ある。これは福島県沿岸部で見られる祭礼で、神が出御し、潮垢離といって浜に下って潮をとり、再び還御するといったもの。原発事故の影響により沿岸部の様相が大きく変容されている状況から、保護、継承に向けた記録・調査の緊急性が高いと判断され令和2(2020)年に選択となった。

大熊町からは町区にある初発神社の境内社である秋葉神社の行事が対象となっており、地区住民等への聞き取り調査等が行われている。



▲秋葉神社のお浜下り
(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)

③記念物

□史跡

町指定史跡は「熊町一里塚」2件と「五郎四郎一里塚」1件の計3件である。一里塚は慶長9(1604)年、江戸幕府が全国の各街道の1里ごとに設置するように命じ、設置された塚である。『相馬藩世紀』には、同年5月下旬に相馬中村藩内三郡にも一里塚を築いたと記載があり、町内の一里塚もこのころと推察される。特に「熊町一里塚」は対で塚が残っており、貴重である。



▲熊町の一里塚
(町指定記念物)

2 未指定文化財の概要と特徴

● 2-1 未指定文化財の件数

大熊町の未指定等文化財は現時点で2,211件※確認されている。

大熊町の文化財においては、震災と復興の中ですでに消失したものや、地域住民不在の状況の中で本来の役割を失ってしまったものなどが多く存在している。そして町民アンケートでは「大熊町らしさ」を表す大切なものとして、特殊な状況下にある文化財が多く挙げられていた。

このことを受けて、現在変化してしまった形や本来の役割の喪失に関わらず、その文化財が示す物語や町民が大切にしていた想いと共に、保存し未来へ残していくために、既存の類型に加えて、「史話・伝承・思い出」という独自の類型を設定し、捉えていくこととした。

また、大熊町は相馬中村藩の南端に位置していたこともあり、独自の方言が多くみられることを踏まえ、独自の類型として「方言」を設定した。

[未指定等文化財件数] (令和7(2025)年2月10日現在)

種別		文化財件数	
有形文化財	建造物	0	
	美術工芸品	絵画	0
		彫刻	4
		工芸品	12
		書跡・典籍	8
		古文書	12
		考古資料	141
歴史資料	105		
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	411	
	無形の民俗文化財	10	
記念物	史跡	41	
	名勝地	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	
文化的景観		0	
伝統的建築物群		0	
史話・伝承・思い出	地域にまつわる物語	107	
	地域の信仰	49	
	地域の自然	34	
	地域の思い出	51	
方言		1,189	
合計		2,211	

※大熊町では震災発生後の文化財レスキューを行った文化財を含め、現時点では未整理の文化財が多い。正確な点数が把握できていない資料については、「一式」として扱い、文化財件数では1件としてカウントしている。

● 1-2 「未指定文化財」の特徴

ここでは、大熊町の未指定文化財について、種別ごとに説明する。

有形文化財

○美術工芸品

これまでの発掘調査が行われた「道平遺跡」や「山神窯跡」等から見つかった土器等の出土品がある。また、町内唯一の寺である遍照寺に伝わる「妙見神像」、古文書「中野家資料」等が確認されている。



道平遺跡出土注口土器



妙見神像

民俗文化財

○有形民俗文化財

町内で収集され民俗伝承館で保管されていた民具等が福島県文化財センター白河館（愛称：「まほろん」）にて一時保管されている。また、大熊町による文化財レスキュー事業で収集・保管したものがある。その他には、「百万遍塔」や「馬頭観音」等をはじめとして、大熊町各所に残された石造物を確認している。



旧民俗伝承館収蔵資料



百万遍塔

○無形民俗文化財

町内各地区で盆の時期に行われていた盆踊り等がある。また、「野上の神楽」や「夫沢の神楽」等、各神社等で奉納されていた民俗芸能、年中行事として小正月、水木に餅や団子をつるし、大黒柱等に飾り、豊穰祈願する「いなぼつけ」等がある。



おおくま夏まつりの盆踊り



いなぼつけ

記念物

○遺跡(史跡)・埋蔵文化財

道平遺跡や落合B遺跡等の縄文時代の集落遺跡、古墳時代の棚和子古墳や長者原横穴墓、中世の熊氏居館の可能性のある佐山館跡、江戸時代の熊町宿に所在した相馬藩御殿屋敷跡や大堀相馬焼からの系譜をもつ山神窯跡、また未登録ではあるが近代では大野林用手押軌道跡や小塚製炭試験地跡等がある。



西平窯跡の発掘調査

○動物・植物・地質植物

動物・植物・地質植物としては、「旧民俗伝承館収蔵資料 大熊町内化石」等を確認している。

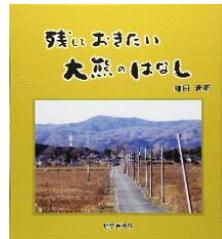


オオクマイルカ化石

史話・伝承

○地域にまつわる物語

地域にまつわる物語としては、『残しておきたい大熊のはなし』『続残しておきたい大熊のはなし』『おおくまの民話』等の書籍に残された、大熊町での暮らしや言い伝えに関わる文化財を確認している。



残しておきたい大熊のはなし

○地域にまつわる信仰

地域にまつわる信仰としては、「諏訪神社」や「初発神社」等大熊町各所に残された神社や寺院が確認されており、大熊町内各地域における信仰の在り方をうかがうことができる。



諏訪神社(野上)



初発神社(熊)

○地域にまつわる自然

地域にまつわる自然としては、鮭漁等大熊町の生業と深く関わる「熊川」や、町のシンボルでもある「日隠山」、また「一俵栗」や「諏訪神社の大杉」等生活の中で大切にされてきた巨木等を確認している。



熊川での稚魚の放流



日隠山

○地域にまつわる思い出

地域にまつわる思い出としては、震災前の暮らしの思い出のある建造物や跡地として、「熊町小学校」や「玉の湯」、大熊町の川に架かる、「大川原橋」や「井戸神沢橋」、また、産業に関わる文化財として「鮭の築場」や「梨の選果場」等まつわる場を確認している。



熊町小学校



玉の湯

方言

○方言

相馬中村藩の南端に位置していたこともあり、独自の方言が多くみられる。10年以上の歳月をかけ、小林初夫氏監修のもと、おおくまふるさと塾が編著した『大熊町方言集』に記された方言を確認している。



大熊町方言集

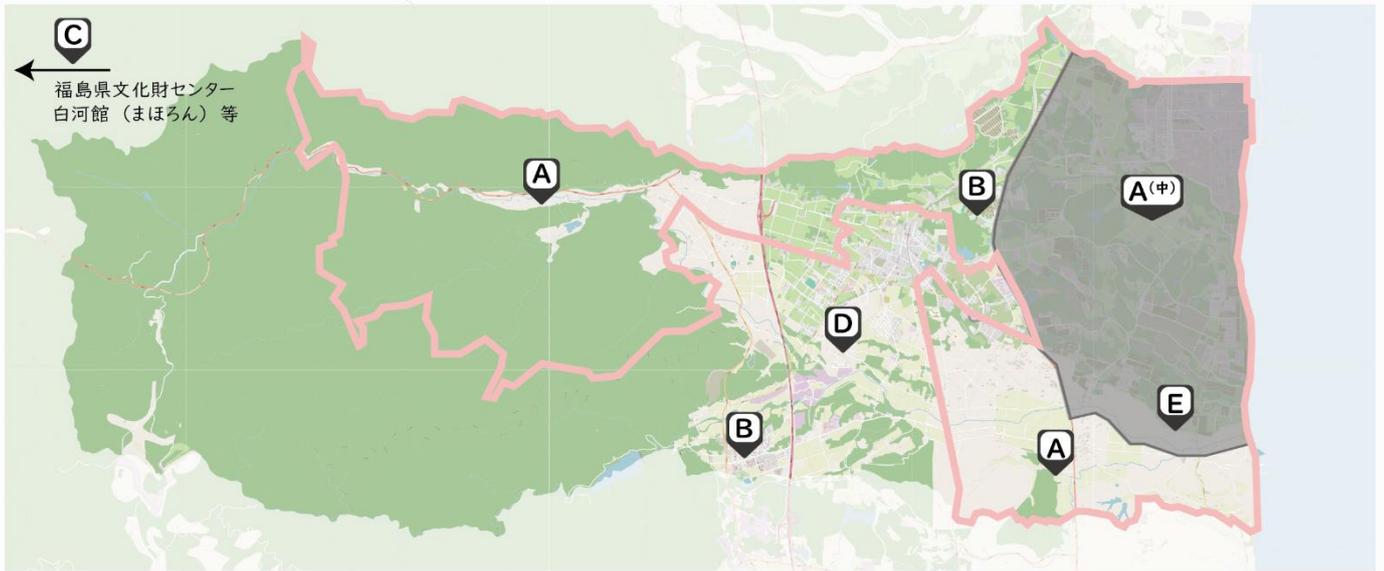
3 文化財の保存状況について

● 3-1 大熊町の文化財の保存状況について

第1章「大熊町の概要」で述べたように、大熊町は現在でも、帰還困難区域及び中間貯蔵施設が存在しているため、多くの文化財について震災以前のような保存・管理ができていない。その文化財が存在していた場所の除染や復興の状況や、現在の住民の有無によって異なる保存状態に置かれている。

特殊な保存状況のパターン	保存の状況
A. 帰還困難区域に取り残されている文化財	<ul style="list-style-type: none"> 管理が困難なため、解体による消失の可能性がある。 特定帰還居住区域に設定されている場所では建物の解体除染による消失の可能性がある。
A ^(中) . 中間貯蔵施設内に取り残された文化財	<ul style="list-style-type: none"> 中間貯蔵施設の用地取得等のため、環境省と連携を図り、移動や保管を進めなければ消失の可能性がある。
B. 大熊町内で収集・保管している文化財	<ul style="list-style-type: none"> 適切な保管場所の確保が難しく、帰還困難区域内の施設（総合体育館）で保存している文化財も存在する。
C. 大熊町外で保存している文化財	<ul style="list-style-type: none"> 旧民俗伝承館に収蔵していた文化財については、震災発生後に空調電源を喪失して保管環境が悪化した。このため、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会による文化財レスキューが平成24（2012）年度から実施され、町外に移管された。現在、これらの文化財は、福島県文化財センター白河館（愛称：「まほろん」）に一時保管されている。
D. 避難指示が解除済みの区域に存在していた/している文化財	<ul style="list-style-type: none"> 復興の過程でなくなってしまった文化財が存在する。 町民が大切にしていた文化財について復興事業関係者と連携を図り、保管を進めなければ消失の可能性がある。
E. 全町避難により継承が著しく困難となっている無形文化財	<ul style="list-style-type: none"> 奉納を行う神社が帰還困難区域内に立地している等、本来の姿で保存できていない。

【各保存状況の文化財が保存されている位置のイメージ】



赤色・・・帰還困難区域
 黒色・・・中間貯蔵施設

【具体的な文化財の一例】

A. 帰還困難区域に取り残されている文化財

立入制限があり十分な整備ができず、劣化・消失の危機がある文化財 等



▲熊町の種まき桜



▲馬の背岬

A^(中). 中間貯蔵施設内に取り残された文化財

立入制限があり十分な整備ができず、劣化・消失の危機がある文化財 等



▲熊町小学校



▲海渡神社

B. 大熊町内で収集・保管している文化財

一部避難指示解除後にレスキューし、保管環境に課題のある文化財 等



▲総合体育館に保管されている文化財レスキュー資料



▲中間貯蔵施設の整備にあたって、レスキューした石造物群

C. 大熊町外で保存している文化財

全町避難時に町外へレスキューし、直接的に管理・調査することが難しい文化財 等



▲福島県文化財センター白河館(まほろん)に保管されている、旧民俗伝承館収蔵資料

D. 避難指示が解除済みの区域に存在していた/している文化財

震災及び原発事故による被害や、復興の過程で消失もしくは消失の危機がある文化財 等



▲梨畑の景観

E. 全町避難により継承が著しく困難となっている無形文化財

町民による継承が困難で消失もしくは消失の危機がある文化財 等



▲おおくま夏祭りの盆踊り(令和4(2022)年)

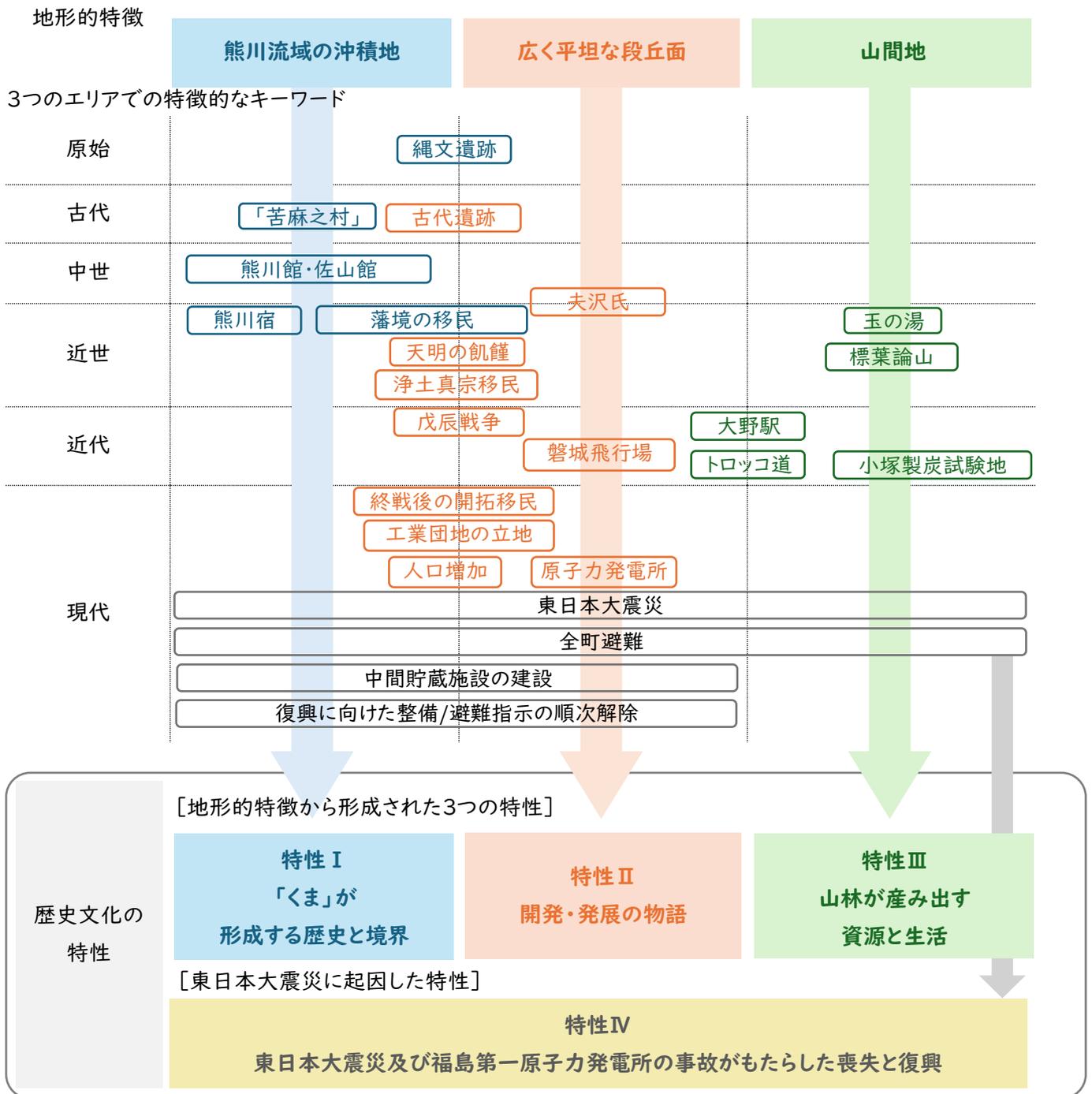


▲避難先の会津若松市で披露された熊川稚児鹿舞

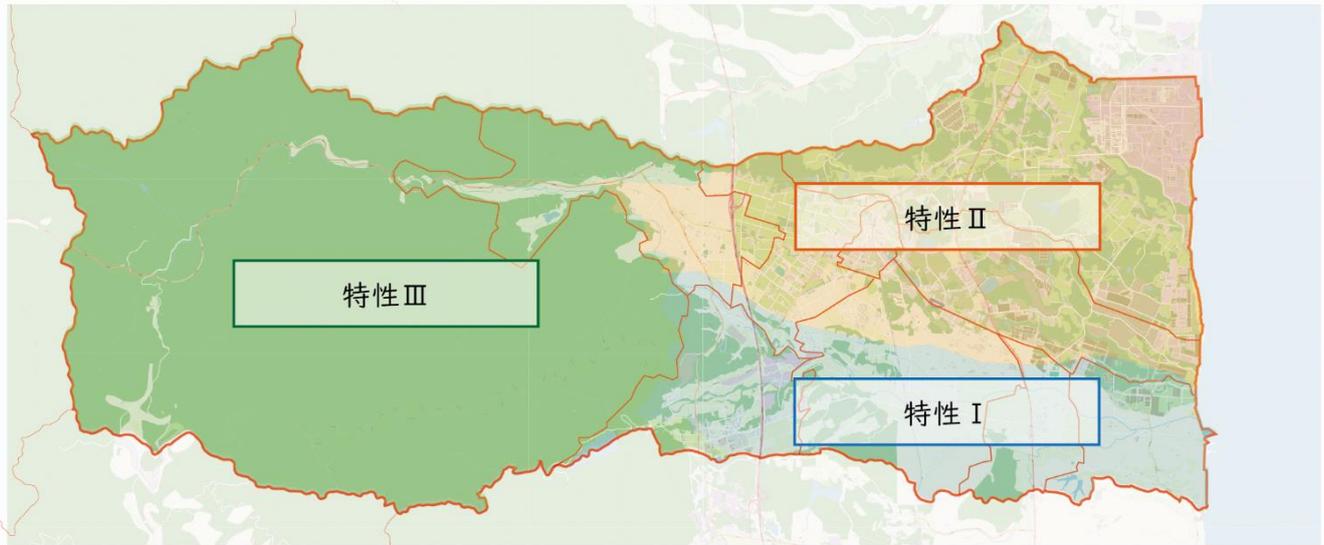
第3章 大熊町の歴史文化の特性

大熊町は第1章「大熊町の概要」で述べたように、3つの地形的特徴に分けられる。歴史文化はその地形的特徴に大きな影響を受けながら積み重ねられてきた。東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって、大熊町は全町避難という大きな変化を経験しており、歴史文化に大きな影響を与えている。

以上を踏まえて、大熊町の歴史文化の特性は、地形的特徴から導き出される3つの特性と、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に起因した特性を合わせて、計4つの特性を持っているといえる。



[地形的特性から形成された3つの特性の位置図]



特性Ⅰ

「くま」が形成する歴史と境界

地形的特徴「熊川流域の沖積地」

大熊町はその歴史の中で地域の周縁地としての特徴を持つ。『常陸国風土記』では地域の境界として現在の熊地区周辺と想定される「苦麻之村」が記載され、その後古代中世では、標葉郡、標葉氏領域の南端、近世には相馬中村藩領の南端となる。熊地区には相馬中村藩南端の宿場町「熊川宿」が成立し、往来、流通の拠点となる。大川原地区には藩士が藩境警護のため屋敷を構え、現代にもその景観のなごりが残っている。

- キーワード:
- 縄文遺跡
 - 「苦麻之村」
 - 熊川宿
 - 真宗移民
 - 相馬中村藩領の移民
 - 天明の飢饉
 - 人口増加
 - 熊川館・佐山館



中野家資料



石田家住宅

特性Ⅱ

開発・発展の物語

地形的特徴「広く平坦な段丘面」

夫沢川流域には古代遺跡が確認されるものの、「野上」や「夫沢」といった熊、熊川地区以外の地名が史料上確認されるのは16世紀後半からであり、この頃から開発がより進展したと考えられる。江戸時代を迎えると、相馬中村藩領の南端として、中村城下に住む藩士の分家が在郷給人となり現大熊町域の各村に住みはじめ、それを由緒に持つ家もあった。また、近世後期、天明の飢饉等で人口減少に直面した相馬中村藩では浄土真宗の移民を受け入れると、大熊町域にも多くの真宗門徒が住み始める。江戸時代由来の溜池が各地にあり、新たな土地開発により地域形成が進んだ。近代に入り常磐線が開通し、大野駅が整備されると、木材資源の運搬等の関連事業を行う人が駅周辺に居住するようになり、新たな町場が形成され始める。福島第一原子力発電所が整備、完成すると関連企業が増え、人口減少社会においても人口増であり続けた。

- キーワード:
- 天明の飢饉
 - 真宗移民
 - 大野駅
 - トロッコ道
 - 原子力発電所
 - 工業団地の立地
 - 人口増加
 - 古代遺跡
 - 夫沢氏



大野駅(昭和6(1931)年)

特性Ⅲ

山林が生み出す資源と生活

地形的特徴「山間地」

キーワード:

標葉論山

大野駅

トロッコ道

小塚製炭試験地

玉の湯

町西部に広がる阿武隈高地は、町内外に多くの「恵み」をもたらしている。近世には相馬中村藩領内唯一温泉として玉の湯温泉が発見され、相馬中村藩主も訪れた。

近代になり大野駅が整備されると、特に山地の木材、それを活用した薪炭が造られ、首都圏に供給されていった。駅と生産地である小塚、中屋敷地区には大野林用手押軌道(通称トロッコ道)が整備され、その運搬の利便性が向上した。特に薪炭に関しては小塚に製炭試験地が整備され、その技術研究の中心地となった。戦後には中屋敷地区の開拓が行われた。薪炭の需要が減ると、トロッコ道も役割を終え、レールも撤去された。



日隠山と坂下ダム

特性Ⅳ

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がもたらした喪失と復興

地形的特徴「大熊町全域」

原子力発電所の誘致を契機とし発展・形成されてきた近年の大熊町の歩みは、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって、大きな方向転換を余儀なくされた。

大熊町は8年間にも及ぶ町外での避難生活、町民不在の中での復興、令和27(2045)年までを期限とする中間貯蔵施設の建設等、世界的にも類を見ない状況を経験することとなった。

それでも復興拠点の整備が進み、新しい町が形成され始め、新しい大熊町がスタートしている状況にあり、今までの大熊町の歴史文化の上に、急速に新たな文脈の歴史文化が形成されてきている。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による直接的な被害だけでなく、急速に失われる震災前の町民の暮らし等、本計画で「震災資料」として扱っている文化財はこの特異な大熊町の歴史文化の特性を表している。



梨の収穫の様子



大野駅周辺を南側から見た景色



震災時の状態のまま残された熊町小学校



熊川での鮭の収穫



日隠山に日が沈む様子



学び舎 ゆめの森 始まりの式

【歴史文化の特性を読み取れる文化財の一例】

I～IVの歴史文化の特性を表す特徴的な文化財の一例を示す。



第4章 文化財に関する既往の把握調査・取組

1 既往文化財調査

● 1-1 福島県による調査

福島県による文化財に関する主な調査は下記の通り。

調査報告書名	発行年
福島県発見の埋蔵文化財図録(20 葉)	S27.3
福島県文化財調査報告書	S30.3
福島県の文化財(1 枚刷 写真表)	S31.3
福島県文化財調査報告書 -福島県埋蔵文化財調査報告書-	S35.3
福島県の民謡 -民俗資料緊急調査報告書-	S40.3
福島県の寺院跡・城館跡 -文化財基礎調査報告書-	S46.3
福島県の石造文化財 -文化財基礎調査報告書 2-	S47.3
福島県の金工品 -文化財基礎調査報告書-	S48.3
福島県の建造物	S48.3
福島県民俗分布図 -民俗資料緊急調査報告書-欠	S48.3
福島県の彫刻 -文化財基礎調査報告書	S50.3
福島県の絵画・書跡 -文化財基礎調査報告書b-	S51.3
福島県の絵馬 -文化財基礎調査報告書 7-	S52.3
福島県の民家(V 第 2 回緊急調査報告)	S54.3
福島県の祭礼	S55.3
福島県古文書所在確認調査報告	S55.3
福島県民俗分布図	S55.3
福島県の伝統工芸技術 -文化財基礎調査報告書-	S56.3
福島県の近世社寺建築 (近世社寺建築緊急調査報告書)	S56.3
福島県の民謡-民謡緊急調査報告書-	S56.3
福島県古文書緊急調査報告 I	S56.11
福島県文化財調査報告書第 414 集 常磐自動車道遺跡調査報告 37	H15.12
福島県文化財調査報告書第 428 集 常磐自動車道遺跡調査報告 41	H17.12
福島県文化財調査報告書第 435 集 常磐自動車道遺跡調査報告 45	H18.11
福島県文化財調査報告書第 445 集 常磐自動車道遺跡調査報告 50	H19.12
福島県文化財調査報告書第 461 集 常磐自動車道遺跡調査報告 58	H22.3

● 1-2 大熊町による調査

大熊町による文化財に関する主な調査は下記の通り。

調査報告書名	発行年
民話 苦麻川	S48.12
大熊町史 資料1 ムラの形成とマケ	S54.3
大熊町史 資料2 熊町村郷土誌	S54.3
大熊町史 資料3 大野村誌	S54.3
女迫遺跡 -大熊町史資料 第4集-	S55.3
熊川六丁目条里遺構発掘調査報告 -大熊町文化財調査報告第1集-	S55.3
野がみの里	S55.3
福島県大熊町史資料 第6集 熊川南岸における考古学的調査報告	S56.3
大熊町史 第4巻 近代	S56.3
大熊町史 資料5 相双地方文献目録	S56.3
大熊町史 第3巻 近世	S57.3
大熊町史 第3巻 別冊 近世・山神窯跡の研究	S57.3
道平遺跡の研究 福島県道平における縄文時代後・晩期埋設土器群の調査	S58.11
大熊町文化財調査報告Ⅲ 道平遺跡の研究(別冊)-土器・石器観察表-	S58.11
大熊町文化財調査報告Ⅳ 上総屋敷遺蹟調査概報	S59.2
大熊町史 第2巻 原始・古代・中世	S59.3
大熊町史 第2巻 原始・古代・中世	S59.3
大熊町史 第1巻 通史	S60.3
大熊町史 年表	S61.3
大熊町埋蔵文化財調査報告・第五冊 大夫沢館跡試掘調査報告書(付)南沢A・B遺跡試掘調査報告	H5.7
大熊町埋蔵文化財調査報告 第6冊 古館遺蹟 -平成6年度調査-	H7.3
野上川	H7.3
おおくまの民話	H19.3
大熊町震災記録誌	H29.3
西平C遺跡 大熊町埋蔵文化財調査報告 第8冊	H29.11
南平G遺跡 大熊町埋蔵文化財調査報告 第9冊	H30.1
平成29年度町内遺跡試掘調査報告 大熊町埋蔵文化財調査報告 第11冊	H31.3
平成30年度町内遺跡試掘調査報告 大熊町埋蔵文化財調査報告 第12冊	R2.3
令和元年度町内遺跡試掘調査報告 大熊町埋蔵文化財調査報告 第13冊	R3.3
秋葉台遺跡発掘調査報告書 -KDDI無線基地局建設に伴う発掘調査-	R4.2
大熊町埋蔵文化財調査報告 第14冊	R4.2
西平窯跡発掘調査報告書 -大熊西工業団地整備事業に伴う発掘調査-大熊町文化財調査報告 第15冊	R4.3
井戸神沢製鉄遺跡発掘調査報告書-国道288号線湯の神工区部分拡幅工事に伴う発掘調査-大熊町埋蔵文化財調査報告 第16冊	R5.2
大熊町埋蔵文化財調査報告 第17冊 令和2・3年度町内遺跡試掘調査報告	R5.3
町制施行70周年記念 公民館報から読み解く大熊町の歩み つなぐ	R6.11

● 1-3 大熊町における文化財調査の現状

種別		原始	古代 ・中世	近世	近代	近現代	現代 (震災前)	現代 (震災発生後)	
有形文化財	建造物	-	-	△	△	△	△	-	
	美術 工芸品	絵画	-	-	-	-	-	-	-
		彫刻	-	-	△	△	-	-	-
		工芸品	-	-	-	-	-	-	-
		書跡・典籍	-	-	-	-	△	△	-
		古文書	-	-	▲	▲	-	-	-
		考古資料	△	△	△	△	-	-	-
		歴史資料	-	-	▲	▲	▲	▲	▲
無形文化財		-	-	-	-	-	-	-	
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	-	-	△	△	△	-	-	
記念物	史跡	-	-	-	-	-	-	-	
	名勝地	-	-	-	-	-	-	-	
	動物・植物・地質鉱物	-	-	-	-	-	▲	-	
文化的景観		-	-	-	-	-	-	-	
伝統的建造物群		-	-	-	-	-	-	-	
埋蔵文化財		△	△	-	△	-	-	-	
生活文化	史話・伝承	-	-	▲	▲	▲	▲	▲	
	方言	-	-	-	-	△	△	-	

凡例

- ▲・・・一部調査の不足や体系的な整理が行えておらず、今後優先的に調査が必要
- △・・・一部調査の不足や体系的な整理が行えていない
- －・・・大部分の調査が行われていない

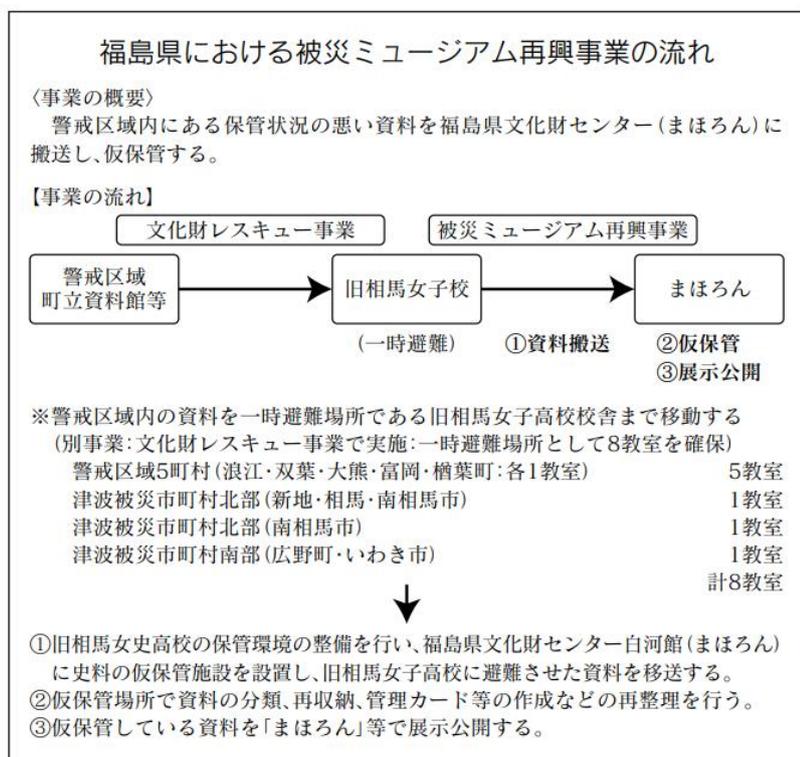
2 文化財の保存活用に関わる取組

● 震災発生後の大熊町民俗伝承館収蔵資料レスキュー活動

旧警戒区域内に存在した大熊町民俗伝承館での文化財は、温湿度環境が維持できないことによる虫菌害被害や、管理体制を維持できないことによる盗難等が懸念されていた。このため、文化庁が設置した東北地方太平洋沖地震被害文化財等救援委員会と福島県教育庁が設置した福島県被災文化財等救援本部は、平成24(2012)年から、大熊町民俗伝承館内に残された収蔵資料を町外に搬出した。搬出された資料は、令和7(2025)年時点では、福島県文化財センター白河館(愛称:「まほろん」)で一時的に保管している。

その後、大熊町民俗伝承館は維持管理費用等の問題から令和5(2023)年に解体されることとなった。

そのため、現在まほろんに保管されている資料については、令和10(2028)年度に完成予定の社会教育複合施設で保管・展示を行う予定である。



福島県被災ミュージアム再興事業の流れ
(引用:福島県被災文化財等救援本部「福島県被災文化財等救援本部活動報告書」)



▲民俗伝承館常設展示室(震災前)



▲文化財の搬出作業(震災発生後)

● 大熊町による震災発生後の文化財レスキュー活動

大熊町では、平成28(2016)年より、管理が行き届かない個人宅に残された、貴重な資料が解体除染や盗難等による消失を防ぐために、「個人文化財レスキュー」活動を開始した。町民が代々受け継いだ営みを後世に伝えることを目的として、町民の自宅に眠る歴史的資料を安全な場所に運び出している。現時点で、60か所以上、1,800件を超える資料を収集しており、現在は帰還困難区域内に立地する総合体育館や多目的倉庫等に保管している。

一方で収集された資料は1,800件と多いことに加え、収集資料の中には町民の個人的な書類や所有物もあり、歴史資料としての価値の有無の判定や適切な保管場所の管理が課題となっている。



▲総合体育館に保管されている文化財レスキュー資料



▲旧大熊町公民館に保管されている文化財レスキュー資料

897 賞状(額入り)(1)	897 賞状(額入り)(2)	898 賞状(額入り)(1)	898 賞状(額入り)(2)
899 おおくまの梨 販促用厚紙(1)	899 おおくまの梨 販促用厚紙(2)	900 平成16年度果樹生産履歴簿(1)	900 平成16年度果樹生産履歴簿(2)
901 平成16年度JA大熊町果樹部販促増出荷反省会資料(1)	901 平成16年度JA大熊町果樹部販促増出荷反省会資料(2)	902 大熊の梨 販促厚紙(1)	902 大熊の梨 販促厚紙(2)

▲梨選果場から収集した梨まつわる文化財レスキュー資料

3 大熊町に関わる人に対する意識調査結果

● 3-1 意識調査結果

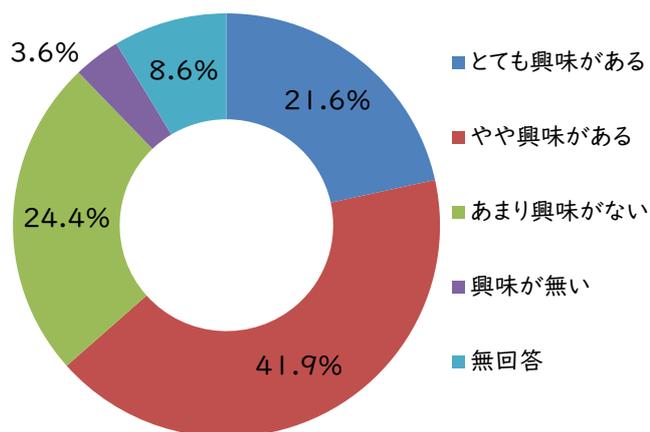
「大熊町文化財保存活用地域計画」の策定にあたって、町民意見を反映した計画とするために、大熊町に関わる人びとから大熊町の歴史・文化についての意見を収集した。

○調査方法

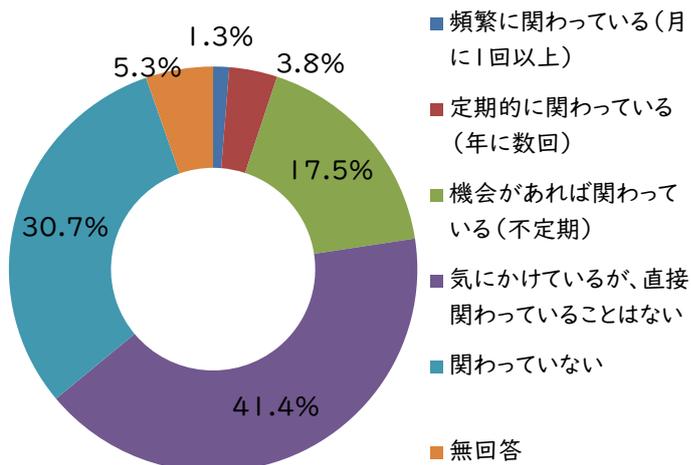
- 調査対象 : 「広報おおくま」を受け取られている方
- 回収数 : 394票 (配布数:4,739)
- 調査方法 : 「広報おおくま」に同封しアンケート調査票を配布。紙面での返送またはWEB 回答。
- 調査期間 : 令和6年9月1日(日) ~9月16日(日)

○調査結果概要

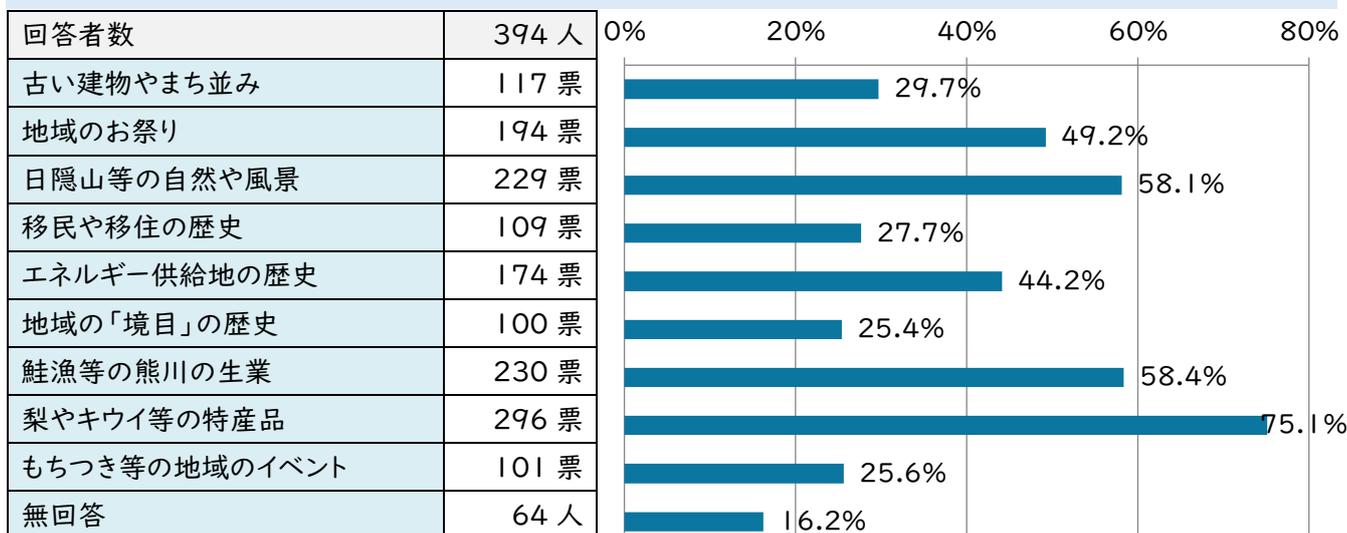
Q.大熊町の歴史・文化に興味がありますか



Q.大熊町の歴史・文化に関わる機会がありますか



Q.どんなものに「大熊町らしさ」を感じますか(複数回答)



第5章 文化財保存活用の将来像

歴史・文化と文化財を保存活用することを通して、大熊町の目指す将来像を、今の大熊町の姿と、上位計画の方向性を基に、以下のように設定し、各種取組を行う。

文化財保存活用地域計画で目指す将来像

想いを伝えて残す 私のふるさと大熊

～大熊に関わるあらゆる人たちで守り活かす「大熊町らしさ」～

今なお多くの町民が町外で生活し、今後数年立入りが出来ないエリアを持つ大熊町において、「大熊町らしさ」「大熊町の思い出」を表す文化財は、原始から現代まで大熊町に関わり、暮らし、生きてきた一人一人にとって、故郷を感じる大切な「心の拠り所」である。

一方で「心の拠り所」である町の風景や暮らしを含む文化財の中には既に、震災から復興への変遷の中で、紛失・消失したものや、本来の意味を失ってしまったものなどが多く存在している状況に直面している。

その状況の中で私たちができることは、今残っている「大熊町らしさ」を守り、町へ帰ってくる町民や、これから町に住む次世代にとっての「心の拠り所」として残していくことである。

本計画では、大熊に関わり、暮らし、生きてきた一人一人が大熊町の歴史・文化を語り、学び、関わることで、自分にとっての「大熊町らしさ」を見つけ、「大熊町らしさ」を保存し活かすことで、みんなで「大熊町らしさ」の魅力を高め、「大熊町らしさ」を町外で暮らす方や未来の子どもたちへと伝え、広げていき、みんなの「心の拠り所」を残していくことができるまちを目指す。

上位計画の方向性

第三次復興計画のコンセプト

コンセプト

想いと誇りでつくる **大熊**

～らし、つながるみんなのまち～

大熊町に思いを持つ「みんな」が、住んでいる場所に関係なく、日々を暮らし、交流し、「まちづくりに自分自身が関わっているという自負心」をもって、ともにまちをつくっていくという思いが込められている。

今の大熊町の姿

○暮らしの状況

- ・町民の多くが町外での生活
- ・復興拠点の整備で大熊町の再スタート
- ・町民に関わらず、多くの人が大熊町に関わる
- ・帰還困難区域が多く存在する

○文化財の状況

- ・全町避難で町の歴史・文化の継承が困難
- ・解体除染や盗難等により消失する文化財
- ・町外に住んでいても、故郷の「大熊らしさ」を感じることができる文化財を気にかけている。

■震災・復興の中で消失してしまった町の風景と文化財(一例)



▲大熊町図書館・民俗伝承館(令和5(2024)年解体済み)



▲聖徳太子大祭で街に繰り出す子ども神輿



▲大熊中学校卒業式(校舎は令和2年(2022)年に解体)



▲スタートからゴールまでの早さを競う「竹馬グランプリ」

第6章 保存活用に関する課題・方針・措置

将来像

「大熊に関わるあらゆる人たちが守り活かす「大熊町らしさ」
 想いを伝えて残す 私ふるさと大熊

文化財の保存・活用に関する課題

措置の方向性

具体的な措置

文化財の調査

- 調査が不足している領域が存在している
- 文化財レスキュー資料の調査不足による詳細の未把握
- 震災前の大熊町の暮らしに関する調査が不十分把握
- 震災に関連する資料の価値づけができていない

継続的な研究の実施及び、過去の研究結果の整理を行う

- No1. 国文学研究資料館との継続的な古文書、古典籍類の調査・分析
- No2. 自然 / 動植物系に関する研究連携体制の構築
- No3. 『大熊町史』の編纂事業の再開準備及び再開
- No4. 調査研究に必要な専門性の維持

文化財の保存・継承

- 各所で一時的に保管されている文化財の保存状況の確保が不十分
- 中間貯蔵施設内の文化財の取り扱いが未定
- 震災以前の大熊町らしさを表す文化財の保存が不十分
- 帰還が十分に進まない中での歴史・文化の継承が困難
- 無形民俗文化財の担い手が不足している
- 「大熊町らしさ」の次世代への継承が困難
- 町民が不在の中での文化財の防犯、防災に関する体制が未整備
- 文化財所有者の人的及び経済的負担が大きい

文化財レスキューの継続と、収集した文化財レスキュー資料の再調査を行う

- No5. 文化財レスキュー事業等の、町民からの文化財の寄贈・寄託の受け入れ継続
- No6. 収集した資料のヒアリング調査

震災前の暮らしの記録の収集と体系的な整理を行う

- No7. 『震災記録誌』及び『大熊町町政70周年記念誌』の成果の整理
- No8. 大熊町に関わるあらゆる人びとの主体的な調査への参加

「震災資料」の価値の明確化を行う

- No9. 「震災資料」の整理
- No10. 「震災資料」の保存・管理の検討

文化財の適切な保管環境を整備する

- No11. 町内一時保管資料の保存環境整備
- No12. 町外一時保管資料の保存環境の把握
- No13. 社会教育複合施設の収蔵機能の整備（令和10年度開館予定）
- No14. 社会教育複合施設への文化財の移管計画の作成

中間貯蔵施設内の文化財の保存・管理の検討

- No15. 一時保管石造物の取り扱いの検討

「大熊町らしさ」を示す場を記録化し、地域に還元する

- No16. 「大熊町らしさ」を感じる名所・旧跡等の景観に関する意識の継承
- No17. 大熊町 3D デジタルアーカイブプロジェクトの推進

大熊町について、語り、学べる機会を創出する

- No18. 大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加
- No19. 学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習

保存団体への活動支援を行う

- No20. 保存団体への活動支援
- No21. 各地区の祭りや踊りの記録及び伝承の支援

「大熊町らしさ」について次世代伝える人材を育成し、未来に継承する

- No22. 大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加（No18と同様）
- No23. 大熊町の歴史文化に関わる団体活動の継続
- No24. 学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習

復興のフェーズに合わせて、文化財の防犯、防災体制について整備検討する

- No25. 町主導での文化財管理体制の構築
- No26. 地域主導での文化財管理体制の構築

文化財所有者の負担軽減措置を検討する

- No27. 文化財所有者の負担軽減措置の検討

文化財の活用

- 指定等文化財の活用が十分に行えていない
- 震災の歴史から震災の教訓を世界へ伝える取り組みが不十分
- 震災前の社会教育事業が十分に再開出来ていない

指定等文化財の活用までのプロセスを作成する

- No28. 指定等文化財の状況調査
- No29. 指定等文化財に関わる町民および団体に向けた支援体制の構築
- No30. 個別の保存活用計画の策定の検討
- No31. （仮称）帰還困難区域内の文化財等に関する検討協議会等の実施
- No32. 社会教育複合施設における震災伝承に関する取り組みの実施

大熊町に関わるあらゆる人々と共に、「震災資料」の適切な活用を考える

- No33. 「大熊町歴史講座」の実施検討

地域の歴史文化を学べる講座の再開を検討する

体制作り

- 住民がいないもしくは少ない地区での文化財の管理者の不足
- 関係研究機関と連携した文化財の調査・保存・活用について
- 避難先町民による歴史文化への接点の不足
- 震災以前にあったコミュニティの希薄化
- 震災後に大熊町に関わりを持った人の歴史文化への接点の不足

一時的な行政主導の管理方法について検討する

- No34. 一時的な行政主導による保存体制の構築

大熊町に関わるあらゆる企業や団体が「大熊町らしさ」に関われる体制を作る

- No35. 文化財保護協力員による文化財保護活動の実施
- No36. 多様な機関との連携構築

「大熊町らしさ」について、どこからでも触れられる機会を創出する

- No37. 遠方に住む方も歴史・文化に触れられるためのオンラインによる情報発信
- No38. 遠方に住む方も歴史・文化に触れられるための紙媒体による情報発信

地域コミュニティが集まる機会を創出する

- No39. 地域コミュニティに対する地区伝承のヒアリング実施

震災後に大熊町に関わりを持った人が歴史・文化へ主体的に参加する場を提供する

- No40. 社会教育複合施設整備事業に関するワークショップの開催

1 文化財の調査についての課題方針措置

● 1-1 文化財の調査についての課題

- 調査が不足している領域が存在している
さまざまな分野で学術的な調査研究が不足しており体系的な整理が行えていない状況にある。また、特に自然と植物に関しては特に調査研究が不足している。
- 文化財レスキュー資料の調査不足による詳細の未把握
工期が厳密な除染解体事業の中で、文化財レスキューが行われていたため、寄贈・寄託前後の資料調査が不十分な資料が多い。中には寄贈・寄託者からのヒアリングが十分ではなく、その背景や価値を判断する資料のメタデータがないものがある。
- 震災前の大熊町の暮らしに関する調査が不十分
震災直後から全町避難が始まった影響で、震災直前の大熊町の暮らしに関する記述や文化の保存が十分ではない。町民アンケートより文化財の価値を「故郷を感じることが出来る」と回答している方が多く、震災前の大熊町の歴史・文化について調査し、整理することが町民にとって有益であることが推察され、震災前の記録を残し継承していくことが求められている。

● 1-2 文化財の調査についての方針・措置

方針1 継続的な研究の実施及び、過去の研究結果の整理を行う

No.1

措置名	国文学研究資料館との継続的な古文書、古典籍類の調査・分析		継続
内容	令和元(2019)年度より資料整理の支援のをいただいている国文学研究資料館と令和6(2024)年度に正式に研究協定を結び、ともに町に関係する古文書・古典籍類について、継続的に調査分析を進め、地域に還元できるように取り組む。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・国文学研究資料館	事業期間	R8~R17年

No.2

措置名	自然/動植物系に関する研究連携体制の構築		新規
内容	自然/動植物系に関する町内外の専門家と連携を図り、当町及び周辺地域を横断的に研究できる体制作りを構築する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(福島県立博物館等) ・関連自治体	事業期間	R11~R17年

No.3

措置名	『大熊町史』の編纂事業の再開準備及び再開		新規
内容	震災前に機運が高まっていた町史編纂事業について、再開におけた準備を行う。 (1) 収集した資料の調査 (2) 不足している分野の資料収集 また、再開の体制が整い次第、再開に取り組む。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

No.4

措置名	調査研究に必要な専門性の維持		継続
内容	世代交代を踏まえた専門職員の適切な配置を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

方針2 文化財レスキューの継続と、収集した文化財レスキュー資料の再調査を行う

No.5

措置名	文化財レスキュー事業等の、町民からの文化財の寄贈・寄託の受け入れ継続		継続
内容	文化財レスキュー事業は平成28年から断続的に実施し、約1,800件を町内の総合スポーツセンター等に仮保管している。現在は随時個人等の要望を受ける、もしくは公民館、集会所の解体にともなって収集を行っており、これらの活動を継続する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.6

措置名	収集した資料のヒアリング調査		新規
内容	文化財レスキュー等で収集した資料、特に民具については、その寄贈・寄託者等へのヒアリングを実施し、その形状的特徴に限らず、履歴や文脈に関する情報・データを蓄積し、資料的価値の向上を図る。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(人間文化研究機構等)	事業期間	R8~R17年

方針3 震災前の暮らしの記録の収集と体系的な整理を行う

No.7

措置名	『震災記録誌』及び『大熊町町政70周年記念誌』の成果の整理		継続
内容	『震災記録誌』や『大熊町町政70周年記念誌』の成果を踏まえた震災前及び震災時の一次情報の整理を体系的に実施する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.8

措置名	大熊町に関わるあらゆる人びとの主体的な調査への参加		新規
内容	「震災前の暮らし」を知る人びとのオーラルヒストリーを調査・記録する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

2 文化財の保存・継承に関する課題方針措置

● 2-1 文化財の保存・継承についての課題

- ・ 震災に関連する資料の価値づけができていない

文化財レスキュー資料は既存の文化財類型でとらえられないものが多く、それらは正式な名称もなく、現在は仮称：震災資料としている。そしてその価値の多寡を判断できていない。

ex:各地域の集会場にあった行政区の野球チームのユニフォームや帽子。地域になじみのある喫茶店の看板、復興や中間貯蔵施設建設に関わる看板等を保管している。
- ・ 各所で一時的に保管されている文化財の保存状況の確保が不十分
 - (1) 町内一時保管資料

文化財レスキュー資料は現在帰還困難区域の総合体育館で一時保管している。その場所は適切な保管環境でなく、スペースが限られており、今後も増える資料を収蔵できる保証がない。
 - (2) 町外一時保管資料

震災前まで町で収蔵していた資料は被災ミュージアム再興事業により福島県白河市にある福島県文化財センター白河館の仮保管庫で保管されているが、距離等の問題により十分な調査ができない。
- ・ 震災以前の大熊町らしさを表す文化財の保存が不十分

震災直後から全町避難が始まった影響で、震災直前の大熊町の暮らしに関する記述や文化の保存が十分ではない。町民アンケートより文化財の価値を「故郷を感じることが出来る」と回答している方が多く、震災前の大熊町の歴史・文化について調査し、整理することが町民にとって有益であることが推察され、震災前の記録を残し継承していくことが求められている。
- ・ 帰還が十分に進まない中で歴史・文化の継承が困難

町外への避難や移住によって、震災前の暮らしの記憶や伝承等日常に関わる文化が消失の危機にある。
- ・ 無形民俗文化財の担い手が不足している

全国的に無形民俗文化財の継承が課題となっているが、震災以降避難先での生活を余儀なくされている人が多い大熊町では、より一層その課題が加速化している。
- ・ 防犯、防災に関する体制が未整備

震災後、地域共同体が震災前と同様には機能していない中で、文化財の防犯、防災を行う主体者の検討を行う必要がある。
- ・ 文化財所有者の人的及び経済的負担が大きい

文化財を所有するにあたって、その保存・継承に係る人的及び経済的負担がある。

● 2-2 文化財の調査についての方針・措置

方針1 「震災資料」の価値の明確化を行う

No.9

措置名	「震災資料」の整理		新規
内容	「震災資料」について、文化財保存活用地域計画で定義した基準をもとに分類し、整理を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.10

措置名	「震災資料」の保存・管理の検討		新規
内容	整理を行った「震災資料」の今後の扱いについて、保存・展示・返還等のあらゆる方法を検討し、適切な保存・管理方法について検討を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

方針2 文化財の適切な保管環境を整備する

No.11

措置名	町内一時保管資料の保存環境整備		新規
内容	(1)町内一時保管資料の収蔵場所の温湿度データの調査 (2)継続的な保管環境の整備、令和10年度開館予定の社会教育複合施設での適切な保管及び展示		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

No.12

措置名	町外一時保管資料の保存環境の把握		継続
内容	町外一時保管資料について、継続的に保管環境の把握を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

No.13

措置名	社会教育複合施設の収蔵機能の整備(令和10年度開館予定)		継続
内容	町内一時保管資料及び町外一時保管資料に対して、適切な保管環境及び十分な収蔵能力(今後も増えることを想定される資料も含む)を有する社会教育複合施設の収蔵機能を検討し、社会教育複合施設の配置計画を作成する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

No.14

措置名	社会教育複合施設への文化財の移管計画の作成		新規
内容	一時保管資料に関して、社会教育複合施設への移管計画(運搬及び燻蒸)を検討する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

方針3 中間貯蔵施設内の文化財の保存管理の検討

No. 15

措置名	一時保管石造物の取り扱いの検討	新規
内容	中間貯蔵施設の整備に伴い、移動せざるを得なかった石造物について、最終的な元の場所への再配置までの保存方法の検討と、前提としての再置可否の検討を行う	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・環境省	事業期間 R8~R17年

方針4 「大熊町らしさ」を示す場を記録化し、地域に還元する

No.16

措置名	「大熊町らしさ」を感じる名所・旧跡等の景観に関する意識の継承	新規
内容	(1)調査(ヒアリング、リスト台帳作成) (2)普及啓発(ガイダンス等の現地サイン、紙媒体・オンラインでの周知)	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8~R17年

No.17

措置名	大熊町 3D デジタルアーカイブプロジェクトの推進	継続
内容	町内の公共施設を中心に、デジタル技術を用いた記録措置を実施し、社会教育複合施設等で記録を公開する。	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(福島県立博物館等)	事業期間 R8~R17年(R10年度に見直し)

方針5 大熊町について、語り、学べる機会を創出する

No. 18

措置名	大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加	新規
内容	震災後に大熊町に関わるようになった人が町の歴史文化を学べる機会を創出する。	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8~R17年(R10年度に見直し)

No.19

措置名	学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習	新規
内容	学び舎ゆめの森において、郷土学習を実施する。	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8~R17年

方針6 保存団体への活動支援を行う

No.20

措置名	保存団体への活動支援		継続
内容	無形民俗文化財の保存団体へ継続的な支援を実施する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.21

措置名	各地区の祭りや踊りの記録及び伝承の支援		新規
内容	各地区に伝わっている祭りや踊りについて、各保存団体への調査を実施し、記録化を検討する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・東日本大震災伝承館	事業期間	R8~R11年

方針7 「大熊町らしさ」について次世代伝える人材を育成し、未来に継承する

No. 22

措置名	大熊町に関わるあらゆる人々の主体的な歴史・文化学習への参加(No18と同様)		新規
内容	震災後に大熊町に関わるようになった人が町の歴史文化を学べる機会を創出する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

No.23

措置名	大熊町の歴史文化に関わる団体活動の継続		継続
内容	町の歴史文化に関わる団体の活動の支援・指導を継続的に実施する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

No.24

措置名	学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習		新規
内容	学び舎ゆめの森において、郷土学習を実施する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課、 教育総務課) ・専門機関(福島県立博物館等)	事業期間	R8~R17年

方針8 復興のフェーズに合わせて、文化財の防犯、防災体制について整備検討する

No.25

措置名	町主導での文化財管理体制の構築		継続
内容	個人、地域の資料を寄贈、寄託してもらい、一時的に町で管理を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.26

措置名	地域主導での文化財管理体制の構築		新規
内容	地域主導による文化財保存活用に関わる団体構築を図る。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・地域の文化財保存活用団体	事業期間	R11~R17年 (R10年度の状況により実施を検討)

方針9 文化財所有者の負担軽減措置を検討する

No.27

措置名	文化財所有者の負担軽減措置の検討		継続
内容	指定文化財所有者及び管理者に対して、指定文化財の保存等措置を実施する際に活用することができる補助金制度を設ける。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R11~R17年

3 文化財の活用に関する課題方針措置

● 3-1 文化財の活用についての課題

- 指定等文化財の活用が十分に行えていない
現在大熊町では2件の国登録有形文化財（石田家住宅・渡部家住宅）と2件の無形民俗文化財（熊川稚児鹿舞・長者原じゃんがら念仏太鼓踊り）、1件の有形民俗文化財（はなどり地蔵）、2件の史跡（熊町一里塚、五郎四郎一里塚）があり、その十分な活用ができていない。これらは震災以降整備自体が不十分となっている。
- 震災の歴史から震災の教訓を世界へ伝える取り組みが不十分
町民アンケートより、町民の約半数が「震災による「大熊町らしさ」の変化から震災の教訓を伝えることが出来る」ということに価値を感じており、復興の過程の中で消えてしまう可能性のある震災遺構（熊町小学校等）に対して、町民の意向も考慮しながら慎重に活用していく事が求められている。
- 震災前の社会教育事業が十分に再開出来ていない
震災の影響により、公民館で実施されていた講座や公民館教室が再開できておらず、地域の歴史文化を学ぶ機会が少なくなっている。

● 3-2 文化財の活用についての方針・措置

方針I 指定等文化財の活用までのプロセスを作成する

No.28

措置名	指定等文化財の状況調査	継続
内容	町内の指定等文化財について、状況把握のための調査を実施し。活用するにあたって不十分な要素を明らかにする。	
主な主体	・町（教育委員会生涯学習課）	事業期間 R8～R17年

No.29

措置名	指定等文化財に関わる町民および団体に向けた支援体制の構築	継続
内容	町内の指定等文化財について、管理・活用等の支援体制を構築する。	
主な主体	・町（教育委員会生涯学習課）	事業期間 R11～R17年

No.30

措置名	個別の保存活用計画の策定の検討	新規
内容	指定等文化財に関する保存活用計画策定を検討する。	
主な主体	・町（教育委員会生涯学習課）	事業期間 R11～R17年 (R10年度の状況により実施を検討)

方針2 大熊町に関わるあらゆる人々と共に、「震災資料」の適切な活用を考える

No.31

措置名	(仮称)帰還困難区域内の文化財等に関する検討協議会等の実施		新規
内容	帰還困難区域内に所在する文化財について、文化財的観点に限らず、様々な視点から検証し、その保存及び活用を検討する協議会等を立ち上げ、方針を検討及び提言する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課、 環境対策課) ・環境省 ・経済産業省	事業期間	R8~R10年

No.32

措置名	社会教育複合施設における震災伝承に関する取り組みの実施		新規
内容	震災伝承の場として、社会教育複合施設において震災に関する展示や、震災伝承に取り組む人々と共同して、震災を伝える取り組みを実施する。		
主な主体	・町	事業期間	R11~R17年 (R10年度の状況により実施を検討)

方針3 地域の歴史文化を学べる講座の再開を検討する

No.33

措置名	「大熊町歴史講座」の実施検討		新規
内容	町や地域の歴史文化について、学べる教室の再開を検討する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課、 生活支援課)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

4 文化財の体制作りに関する課題方針措置

● 4-1 文化財の保存・継承についての課題

- ・ 住民がいなくもしくは少ない地区での文化財の管理者の不足
本来であれば地域住民によって大切に管理されていた各地区の文化財等が管理する住民が少なくなっている。
- ・ 関係研究機関と連携した文化財の調査・保存・活用について
町内の調査・保存・活用の人員が不足しており、関係研究機関と連携し、文化財の調査・保存・活用を行う必要がある。
- ・ 避難先町民による歴史文化への接点の不足
多くの町民が帰還することが出来ておらず、他の自治体に居住している。町民アンケートより、歴史文化との関わりについて「気にかけているが直接かかわることはない」と答えた方が約4割おり、年齢や移動距離の多さが特にイベントへの参加へのハードルとなっている。
- ・ 震災以前にあったコミュニティの希薄化
町民アンケートにより、歴史文化に関わる取組に参加できない理由として「友人知人や知り合い等と離れてしまったから」といった理由が挙げられており、震災前に築かれていたコミュニティが希薄化している。
- ・ 震災後に大熊町に関わりを持った人の歴史文化への接点の不足
廃炉従事者や企業団地立地等による新たな町民が文化財に触れる機会が少なく、接点の創出により新たな文化財の保存・活用の担い手の確保が必要。

● 4-2 文化財の調査についての方針・措置

方針I 一時的な行政主導の管理方法について検討する

No.34

措置名	一時的な行政主導による保存体制の構築		新規
内容	本来地域で保存継承されていくべき文化財のうち、避難先からの管理が困難なものについて、町が一時的に保管に関わり、維持していく体制構築の検討を図る		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

方針2 大熊町に関わるあらゆる企業や団体が「大熊町らしさ」に関われる体制を作る

No.35

措置名	文化財保護協力員による文化財保護活動の実施	継続
内容	定期的に文化財保護協力員とともに地域の文化財の保存・調査等に係る取り組みを実施する。	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8~R17年

No.36

措置名	多様な機関との連携構築	新規
内容	町だけでは担いきれない研究分野の調査・保存等について、各機関との連携をはかれるような体制づくりを推進する。(ex:自然史的分野)	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・国文学研究資料館 ・専門機関	事業期間 R8~R17年

方針3 「大熊町らしさ」について、どこからでも触れられる機会を創出する

No.37

措置名	遠方に住む方も歴史・文化に触れられるためのオンラインによる情報発信	新規
内容	大熊町の歴史文化についてオンラインによる情報発信を行い、遠方にある町民にも歴史文化に触れられる機会を提供する。なお、社会教育複合施設の整備と連動してコンテンツの拡充を図る予定	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8~R17年

No.38

措置名	遠方に住む方も歴史・文化に触れられるための紙媒体による情報発信	新規
内容	大熊町の歴史文化に関わる情報を紙媒体で発信し、遠方にある町民にも歴史文化に触れられる機会を提供する。	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課、総務課)	事業期間 R8~R17年

方針4 地域コミュニティが集まる機会を創出する

No.39

措置名	地域コミュニティに対する地区伝承のヒアリング実施	新規
内容	地区の集まり等で、聞き取り調査を実施し、つながる機会の創出を検討する	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課、生活支援課)	事業期間 R8~R17年

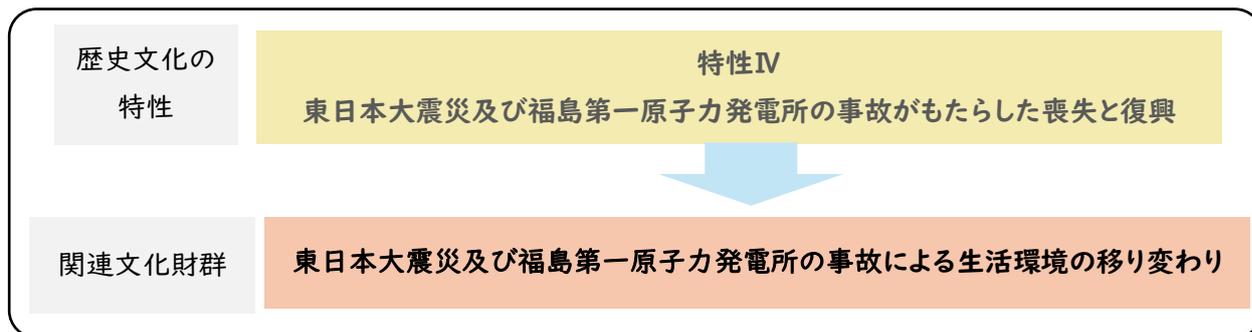
方針5 震災後に大熊町に関わりを持った人が歴史・文化へ主体的に参加する場を提供する

No.40

措置名	社会教育複合施設整備事業に関するワークショップの開催	継続
内容	社会教育複合施設整備事業において、町民参加ワークショップを実施し、歴史文化の保存活用体制に参画させる。	
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間 R8~R10年

第7章 関連文化財群設定の考え方

本計画では、文化財として捉えづらく、消失の危機にあるものが多く含まれており、アンケート調査によると町民の想いがより強く感じられた。そこで第3章「大熊町の歴史文化の特性」で示した、「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故がもたらした喪失と復興」を基に関連文化財群「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による生活環境の移り変わり」を設定し、指定・未指定問わず一体的な保存活用を行うこととした。

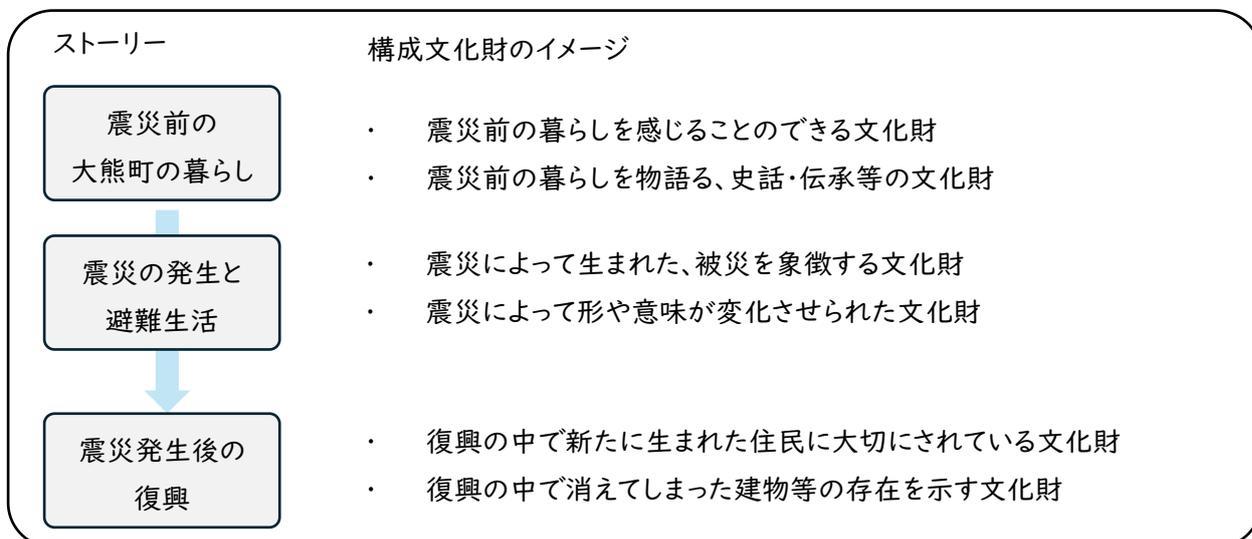


1 関連文化財群の概要と構成文化財

● 1-1 関連文化財群の概要

大熊町には、第3章「大熊町の歴史文化の特性」で示したように、地理的環境の違いによってさまざまな歴史文化が積層して発展してきた。しかし、平成23年(2011)年3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故が発生し、一時的に全町避難を余儀なくされた。現在の大熊町は、今まで積み重ねてきた大熊町の暮らしの歴史や文化が断絶され、復興の中で新たな暮らしが生まれている。

そこで「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による生活環境の移り変わり」では、「震災前の大熊町の暮らし」「震災の発生と避難生活」「震災発生後の復興」という連なりを1つのストーリーとして捉え、ストーリーを語る上で欠かせない文化財を、町民の心の拠り所あるいは震災の被害を伝えるものとして未来へ保存・継承するべき構成文化財としてピックアップし、課題と措置を設定する。



● 1-1 関連文化財群の構成文化財

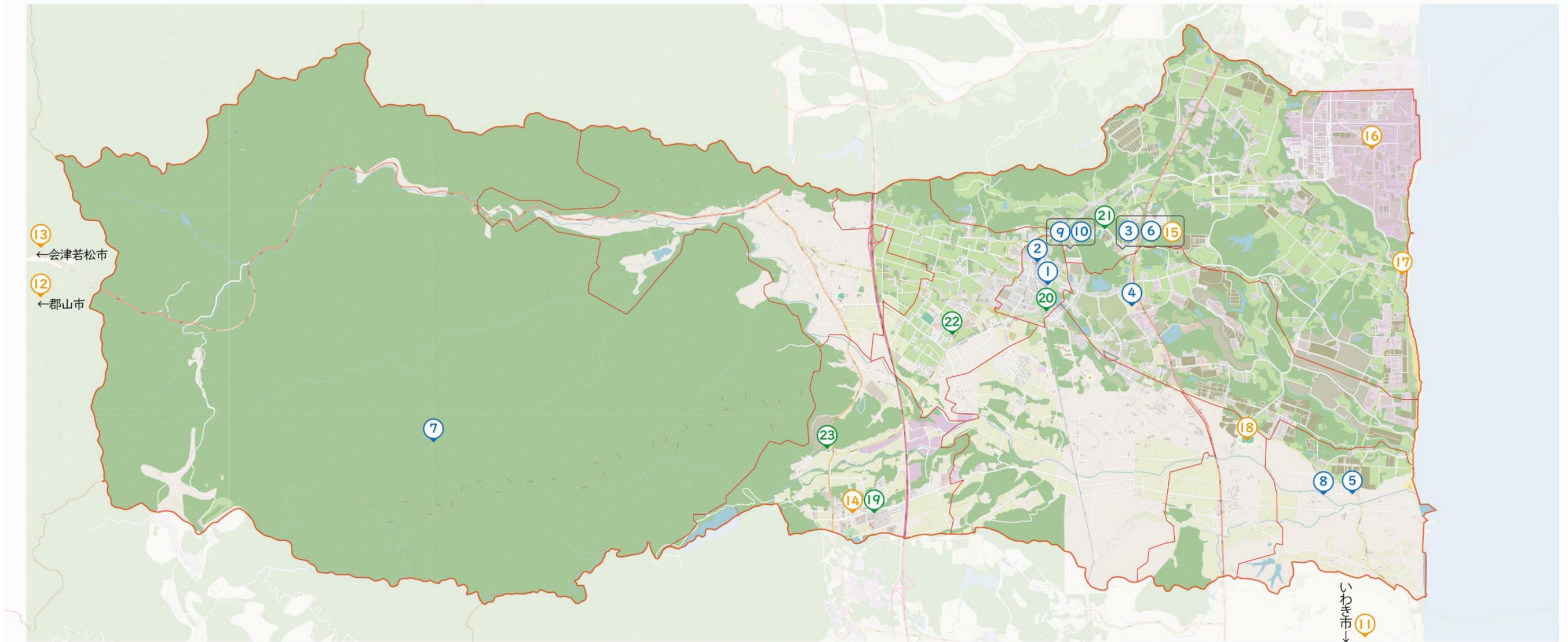
【構成文化財群】

No	文化財名称	概要
震災前の大熊町の暮らし		
東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故によって多くの影響を受け、失われてしまった震災以前の大熊町民の暮らしを読み取ることのできる文化財を構成文化財とした。		
1	旧民俗伝承館収蔵資料 一式	震災前の町の動向を示す、役場に保存されていた資料。福島第一原発の誘致に関わる資料等も存在し、今の大熊町に至るまでの連なりを読み取ることができる。
2	文化財レスキュー資料 JR 大野駅資料	震災発生時に大野駅に収蔵されていた資料。駅の看板等が保管されており、震災前の町の中心地での暮らしを伺うことができる。
3	文化財レスキュー資料 各地区の集会場及び公民館等資料	震災発生後に、各地区の集会所等からレスキューした、町民体育祭等のイベントの備品や、集会場に保管されていた資料。震災前の大熊町での暮らしを伺うことができる。
4	文化財レスキュー資料 梨選果場資料	大熊町の特産である梨の選果を行っていた選果場に残された資料。震災以前の大熊町の産業について読み取ることが出来る。
5	諏訪神社(熊川)	例祭とその宵祭りに熊川稚児鹿舞が奉納されていた神社。大熊町に立地する代表的な神社。
6	個人文化財レスキュー資料	個人文化財レスキューによって、町民から寄贈/寄託された資料一式。農具や食器等日常生活で使われていた多種多様な文化財が一時的に総合体育館に保存している。
7	日隠山	阿武隈高地を代表する名山の一つであり、うつくしま百名山にも選ばれた。多くの町民が片道約2時間の登山が楽しんでいた。
8	熊川	大熊町の特産である鮭漁が古くから行われていた川。縄文時代からこの地域で人が暮らしていたことが読み取れる。
9	聖徳太子神社 収蔵資料	大野駅完成時、常磐線及び大野駅建設工事関係者により、地区の安全と繁栄を祈願し建碑された。平成30(2018)年に全町避難の中での管理難により解体され、拝殿内の資料等は大熊町が預かっている。
10	聖徳太子神社 跡地	

震災の発生と避難生活		
震災発生時の大熊町民の暮らしや、震災及び原発事故による被害を直接物語るができる文化財を構成文化財とした。		
11	文化財レスキュー資料 いわき出張所資料	震災発生後から、福島各所の避難先で設置された出張所に残された資料。全町民避難という事態の中で故郷から離れて暮らす大熊町民の暮らしを読み取ることができる。
12	文化財レスキュー資料 中通り連絡事務所資料	
13	文化財レスキュー資料 会津若松出張所資料	
14	文化財レスキュー資料 大川原連絡事務所資料	
15	スポーツセンター保管 石造物群	震災発生後に大熊町内各所に置かれていた石造物を回収し、スポーツセンターで保管している。震災の発生によって、元の場所から移動し保管せざるを得なかった大熊町の被災状況を読み取ることが出来る。
16	東京電力福島第一原子力発電所	昭和46(1971)年に開業し、関連企業の立地や産業の活性化と町民の生活を大きく変えた施設。
17	福島県水産種苗研究所	発電所の温排水有効利用について研究開発を行う目的を持って、設置された全国的にも高いレベルの設備を備えた施設。津波による被害を受け、現在では施設の骨組みのみが残されている。
18	熊町小学校	中間貯蔵施設内に立地する小学校。現在でも立入りが制限されており、震災発生時の状況のまま建物が放置されているため、小学校内の机には開かれた辞書がそのまま置かれており、地震被害と原発事故の2つの被災がもたらした影響を読み取ることができる。
震災発生後の復興		
震災発生後の新しい大熊町での暮らしや、復興の過程で消失してしまった物事存在を示す文化財を構成文化財とした。		
19	大川原復興拠点資料	大川原に設置された復興拠点に残された資料。震災から復興へ向かう大熊町の姿を読み取れる。
20	大熊町文化センター 3D 測量データ	大野駅東側に所在し、震災前まで音楽イベントや国際交流事業等が行われていた。震災発生後3D データを記録した。特に景勝地「馬の背岬」の緞帳は印象的であった。
21	大熊中学校 3D 測量データ	昭和50(1975)年に夫沢地区に建設された校舎は現在では解体され、校舎内にあった様々な物たちと共に3D データが残されている。
22	清水 JV 寄贈資料	清水 JV が受託した町復興拠点除染等工事に関するサイン等があり、大熊町の除染工事の様子を読み取れる
23	大川原スクリーニング場資料	令和2(2020)年3月に廃止された大川原スクリーニング場で使用されていた物品等があり、スクリーニング場の様子を知ることができる。

【構成文化財群の位置図】

文化財の位置については、文化財の保管場所ではなく、その資料が示す場所や地域を示している。(一部例外)



震災前の大熊町の暮らし	
1	旧民俗伝承館収蔵資料 一式
2	文化財レスキュー資料 JR 大野駅資料 (地図上で示した位置は現在の保管場所)
3	文化財レスキュー資料 各地区の集会場及び公民館等資料 (地図上で示した位置は現在の保管場所)
4	文化財レスキュー資料 梨選果場資料
5	諏訪神社(熊川)
6	個人文化財レスキュー資料 (地図上で示した位置は現在の保管場所)
7	日隠山
8	熊川
9	聖徳太子神社 収蔵資料
10	聖徳太子神社 跡地

震災の発生と避難生活	
11	文化財レスキュー資料 いわき出張所資料
12	文化財レスキュー資料 中通り連絡事務所資料
13	文化財レスキュー資料 会津若松出張所資料
14	文化財レスキュー資料 大川原連絡事務所資料
15	スポーツセンター保管 石造物群 (地図上で示した位置は現在の保管場所)
16	東京電力福島第一原子力発電所
17	福島県水産種苗研究所
18	熊町小学校

震災発生後の復興	
19	文化財レスキュー資料 大川原復興拠点資料
20	大熊町文化センター 3D 測量データ
21	大熊中学校 3D 測量データ
22	清水 JV 寄贈資料
23	大川原スクリーニング資料

2 関連文化財群の課題・方針・措置

● 2-1 関連文化財群についての課題

- ・ 文化財レスキュー資料の調査不足

工期が厳密な除染解体事業の中で、文化財レスキューが行われていたため、寄贈・寄託前後の資料調査が不十分な資料が多い。中には寄贈・寄託者からのヒアリングが十分ではなく、その背景や価値を判断する資料のメタデータがないものがある。
- ・ 震災前の大熊町の暮らしに関する調査不足

震災直後から全町避難が始まった影響で、震災直前の大熊町の暮らしに関する記述や文化の保存が十分ではない。また、町民アンケートによると文化財の価値を「故郷を感じることができる」と回答している方が多く、震災前の大熊町の歴史・文化について調査し、整理することが町民にとって有益であることが推察され、震災前の記録を残し継承していくことが求められている。
- ・ 震災に関連する資料の価値づけができていない

文化財レスキュー資料は既存の文化財類型でとらえられないものが多く、それらは正式な名称もなく、現在は仮称：震災資料としている。そしてその価値の多寡を判断できていない。
- ・ 一時保管資料の文化財の保管・調査対応不足
 - (1) 町内一時保管資料・・・文化財レスキュー資料は現在帰還困難区域の総合体育館で一時保管している。その場所は適切な保管環境でなく、スペースが限られており、今後も増える資料を収蔵できる保障がない。
 - (2) 町外一時保管資料・・・震災前まで町で収蔵していた資料は被災ミュージアム再興事業により福島県白河市にある福島県文化財センター白河館（愛称：「まほろん」）の仮保管施設で保管されているが、距離等の問題により十分な調査ができない。
- ・ 中間貯蔵施設内から移動し保管している文化財の取り扱いが未検討

中間貯蔵施設の整備にあたって、移動の必要があった石造物等について、一時的に元の場所から移動を行ったものの、今後の取り扱いが未定であり、移動を行った文化財について、詳細が判明していないものも含まれている。
- ・ 震災の歴史から震災の教訓を世界へ伝える取組の不足

町民アンケートによると、町民の約半数が「震災による「大熊町らしさ」の変化から震災の教訓を伝えることができる」ということに価値を感じており、復興の過程の中で消えてしまう可能性のある震災遺構（熊町小学校等）に対して、町民の意向も考慮しながら慎重に活用していくことが求められている。
- ・ 住民がいない若しくは少ない地区での文化財管理体制の未検討

本来であれば地域住民によって大切に管理されていた各地区の文化財等が管理する住民が少なくなっている。

● 2-2 関連文化財群についての措置

関連文化財群についての措置は大熊町全域に関わることであるため、第6章「保存活用に関する課題・方針・措置」で述べた措置と重複するものとなっている。そのため、本項では第6章で示した措置の中から、関連文化財群に深く関わるものを抜き出し、再掲することとする。

No.5

措置名	文化財レスキュー事業等の、町民からの文化財の寄贈・寄託の受け入れ継続		継続
内容	文化財レスキュー事業は平成28年から断続的に実施し、約1,800件を町内の総合スポーツセンター等に仮保管している。現在は随時個人等の要望を受ける、もしくは公民館、集会所の解体にともなって収集を行っており、これらの活動を継続する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.6

措置名	収集した資料のヒアリング調査		新規
内容	文化財レスキュー等で収集した資料、特に民具については、その寄贈・寄託者等へのヒアリングを実施し、その形状的特徴に限らず、履歴や文脈に関する情報・データを蓄積し、資料的価値の向上を図る。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(人間文化研究機構等)	事業期間	R8~R17年

No.7

措置名	『震災記録誌』及び『大熊町町政70周年記念誌』の成果の整理		継続
内容	『震災記録誌』や『大熊町町政70周年記念誌』の成果を踏まえた震災前及び震災時の一次情報の整理を体系的に実施する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.8

措置名	大熊町に関わるあらゆる人びとの主体的な調査への参加		新規
内容	「震災前の暮らし」を知る人びとのオーラルヒストリーを調査・記録する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.9

措置名	「震災資料」の整理		新規
内容	「震災資料」について、文化財保存活用地域計画で定義した基準をもとに分類し、整理を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.10

措置名	「震災資料」の保存・管理の検討		新規
内容	整理を行った「震災資料」の今後の扱いについて、保存・展示・返還等のあらゆる方法を検討し、適切な保存・管理方法について検討を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

No.11

措置名	町内一時保管資料の保存環境整備		新規
内容	(1) 町内一時保管資料の収蔵場所の温湿度データの調査 (2) 継続的な保管環境の整備、令和10年度開館予定の社会教育複合施設での適切な保管及び展示		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

No.12

措置名	町外一時保管資料の保存環境の把握		継続
内容	町外一時保管資料について、継続的に保管環境の把握を行う。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

No.13

措置名	社会教育複合施設の収蔵機能の整備(令和10年度開館予定)		継続
内容	町内一時保管資料及び町外一時保管資料に対して、適切な保管環境及び十分な収蔵能力(今後も増えることを想定される資料も含む)を有する社会教育複合施設の収蔵機能を検討し、社会教育複合施設の配置計画を作成する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R10年

No.15

措置名	一時保管石造物の取り扱いの検討		新規
内容	中間貯蔵施設の整備に伴い、移動せざるを得なかった石造物について、最終的な元の場所への再配置までの保存方法の検討と、前提としての再置可否の検討を行う		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・環境省	事業期間	R8~R17年

No.16

措置名	「大熊町らしさ」を感じる名所・旧跡等の景観に関する意識の継承		新規
内容	(1)調査(ヒアリング、リスト台帳作成) (2)普及啓発(ガイダンス等の現地サイン、紙媒体・オンラインでの周知)		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R8~R17年

No.17

措置名	大熊町3Dデジタルアーカイブプロジェクトの推進		継続
内容	町内の公共施設を中心に、デジタル技術を用いた記録措置を実施し、社会教育複合施設等で記録を公開する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課) ・専門機関(福島県立博物館等)	事業期間	R8~R17年(R10年度に見直し)

No.29

措置名	指定等文化財に関わる町民および団体に向けた支援体制の構築		継続
内容	町内の指定等文化財について、管理・活用等の支援体制を構築する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R11~R17年

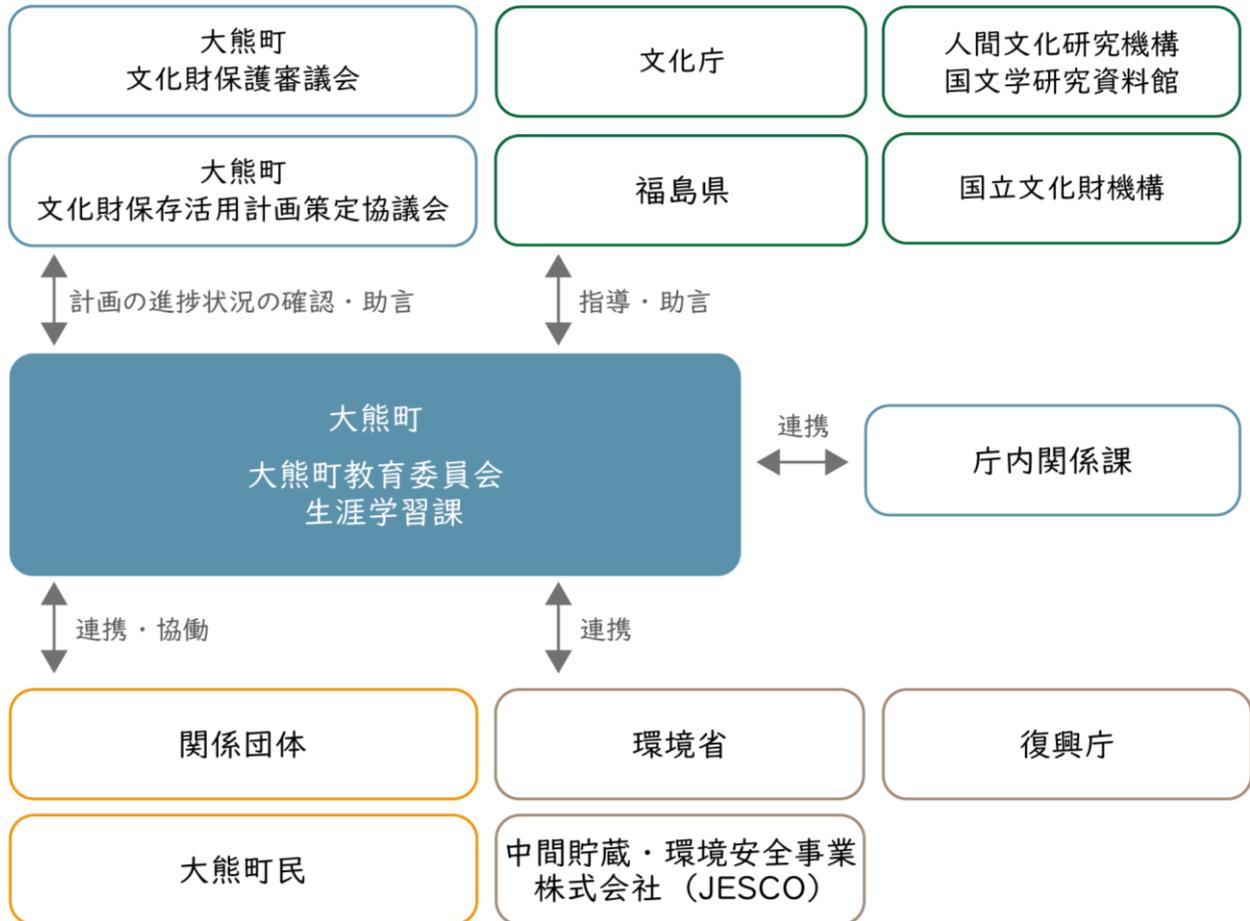
No.30

措置名	個別の保存活用計画の策定の検討		新規
内容	指定等文化財に関する保存活用計画策定を検討する。		
主な主体	・町(教育委員会生涯学習課)	事業期間	R11~R17年 (R10年度の状況により実施を検討)

第8章 文化財の保存活用の推進体制

計画の推進にあたっては、大熊町生涯学習課を中心に、文化財関係組織や、庁内関係課を始めとして、復興や中間貯蔵施設や帰還困難区域と関係した国や事業者とも密な連携を図ることを目指す。

また、町民や、関係団体等、大熊町に関わるあらゆる人びととの連携・協働を推進する。



[関係組織・団体一覧表]

団体・組織名	主な連携内容
■文化財関係機関	
大熊町文化財保存活用地域計画策定協議会	地域計画の進捗の確認及び助言を行う
文化財保護審議会	文化財の保存や活用について、審議や調査を実施
社会教育複合施設（施設完成後）	文化財の収集、保存、展示、学習等を始めとした文化財の保存活用の取組を推進する拠点となる
■文化財に関わる法人や国・県の組織	
文化庁	国指定・登録等や地域計画への指導助言に関すること 被災ミュージアム再興事業に関すること
福島県文化財課	県指定・登録等や文化財行政全般の指導助言に関すること
東日本大震災伝承館	震災被災地での資料の保存活用に関すること
福島県立博物館	文化財の調査・研究に関すること 関連する措置：No1 自然/動植物系に関する研究連携体制の構築 関連する措置：No17 大熊町 3D デジタルアーカイブプロジェクトの推進
福島県文化財センター白河館（愛称：「まほろん」）	一時保管資料に関すること 関連する措置：No12,14 町外一時保管資料の保存環境整備、社会教育複合施設への文化財の移管の調整に関すること
人間文化研究機構 国文学研究資料館	文化財の調査・研究に関すること 関連する措置：No1 国文学研究資料館との継続的な古文書、古典籍類の調査・分析
国立文化財機構	文化財の収蔵環境整備や保全方法の指導助言に関すること
■庁内関係課	
教育総務課	教育における歴史文化の活用について 関連する措置：No24 学び舎ゆめの森での大熊町の歴史文化の学習等
環境対策課	①文化財の防犯・防災について ②帰還困難区域の文化財の保全・管理での連携について 関連する措置：No31 帰還困難区域内の文化財等に関する検討協議会等の実施
福祉課	歴史文化を活用した生涯学習等について 関連する措置：No18 大熊町に関わるあらゆる人びとの主体的な参加
生活支援課	歴史文化を活かした情報発信や魅力発信について 関連する措置：No36,7 オンラインによる情報発信、紙媒体による情報発信
復興事業課	復興、再開発における文化財の保存について 関連する措置：No31 帰還困難区域内の文化財等に関する検討協議会等の実施
総務課	歴史文化を活かした情報発信や魅力発信について 関連する措置：No36,7 オンラインによる情報発信、紙媒体によ

団体・組織名	主な連携内容
	る情報発信
企画調整課	復興計画との整合性に関わること
農業振興課	農業振興に関わること
会津若松出張所	避難先で生活する町民に対し歴史文化の情報発信に関わること
いわき出張所	避難先で生活する町民に対し歴史文化の情報発信に関わること
中通り連絡事務所	避難先で生活する町民に対し歴史文化の情報発信に関わること
■復興に関わる国や民間企業	
環境省	帰還困難区域に残された文化財に関わること 関連する措置:No15 一時保管石造物の取り扱いの検討
復興庁	復興に関わること
中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)	中間貯蔵施設に関すること
■大熊町の文化財に関わる関係団体	
おおくまふるさと塾	古跡巡りをはじめとした、文化財の発信や学びの場の創出に関すること
大熊町里山活用協議会(仮)	特に登録有形文化財の活用に関すること
■大熊町の文化財に関わる町民	
文化財所有者	所有している文化財の保存活用に関すること
文化財レスキュー寄贈・寄託者	レスキューした文化財の保存活用に関すること
各行政区長	各地区の文化財の保存活用に関すること
大熊町内に居住する町民	町内での文化財の保存活用の町民参加に関すること
大熊町外に居住する町民	大熊町への帰省や帰還、遠距離での文化財の保存活用の取組への参加に関すること